

改訂版

『食品リサイクル法』 への対応ガイドライン

平成25年3月



社団法人 **日本加工食品卸協会**

はじめに

親の親、そのまた親の代、それよりもずっと以前から、「食べ物を粗末にすると罰が当たる」と云われています。

日本は供給熱量(カロリー)ベースで食料自給率が 40%程度であるにも関わらず、家庭、企業を問わず、食品廃棄が多いと諸外国から揶揄されることがしばしばありました。また、私たち自身でさえ、そのような報道等を見聞きするたび、「MOTTAINAI(もったいない)」と感じていることも事実です。

そのような時代のなか、循環型社会の構築を目指して「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」いわゆる「食品リサイクル法」が 2001 年(平成 13 年)5 月に施行されました。

当協会では業界統一マニュアルとも云える「食品リサイクル法への対応ガイドライン」を作成して会員企業全体を鼓舞しましたが、対象事業者である私たち加工食品卸売業は、取扱商品の特性や永年の商取引慣行から食品廃棄物等の発生量が少なかった(と思っていた)こともあり、食品リサイクルへの関心そのものが低かったため、対応はほとんどできないまま時は過ぎていきました。

その後 2007 年(平成 19 年)12 月に食品リサイクル法が改正され、実際に食品廃棄物等の排出量を測定してみると、定期報告書の提出が義務付けられる「多量発生事業者」に該当する会員企業が散見されるようになりました。そこで当協会はこれに合わせて「食品リサイクル法への対応ガイドライン」を改定し、同法への対応を呼びかけたところ、再生利用等実施率が徐々に向上しました。

そして今般、再生利用等実施率に加えて、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が業種毎に設定されたこともあり、このガイドラインを再度改定することとなりました。

今回の再改正版ガイドラインの編集に当たっては、環境問題対応ワーキンググループ A チームで方向性を集中的に論議し、また行政サイドの資料や会員企業における具体的対応事例、種々の問題点等を研究し、共通認識とした上で、各章を分担してこの冊子をまとめました。

昨今、コンプライアンスや CSR(Corporate Social Responsibility)が企業を評価する上での重要なファクターとなってきました。私たち加工食品卸売業の目的は、食品リサイクル量を増やすことではありません。食品廃棄物等の排出量をいかに削減するか。これが本当の私たちの目指すところであります。

当協会の会員企業各社におかれましては、加工食品卸売業が社会的責任のある「インフラストラクチャ」であることを再認識し、食品廃棄物等を極力発生させない取組みを立案、構築して戴きますようお願い致します。

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本加工食品卸協会

専務理事 奥山則康

『食品リサイクル法』への対応ガイドライン 平成24年度版

目次

第一章 『食品リサイクル法』へのガイドラインの概要	1
1. 『食品リサイクル法』への対応ガイドラインの構成	1
2. 食品リサイクル法の用語解説	2
第二章 食品リサイクル法とは	6
1. 食品リサイクル法の概要	6
2. 加工食品卸売業における食品廃棄物等の特徴	9
3. 食品リサイクル法により加工食品卸売業が求められているもの	11
4. 食品リサイクル法対応の意義	28
第三章 加工食品卸売業として食品リサイクルの進め方	29
1. 食品廃棄物等(食品循環資源)の有効活用	29
COLUMN1:返品問題	31
COLUMN2:フードバンク	32
2. 食品リサイクル実践時の注意点	42
3. 定期報告書作成時の注意点	43
4. 一人の生活者として食品リサイクルへの心がけ	47
第四章 参考資料	48
1. お役立ち情報	48

第一章 『食品リサイクル法』へのガイドラインの概要

1. 『食品リサイクル法』への対応ガイドラインの構成

本ガイドラインの全体構成については、以下の通りです。

「第一章」 『食品リサイクル法』への対応ガイドラインの概要

「食品リサイクル法への対応ガイドライン」の全体構成と食品リサイクル法の関連用語について説明しています。

「第二章」 食品リサイクル法とは

食品リサイクル法とはどのような法規制なのか、私たち加工食品卸売業は何をしなければいけないのか、また食品リサイクルをすることはどのような意味を持つのかについて説明しています。

「第三章」 加工食品卸売業として食品リサイクルの進め方

加工食品卸売業として、どのように食品循環資源をリサイクルしていけばよいのかを説明しています。また、定期報告書作成時の注意点についても記載しています。

「第四章」 参考資料

食品リサイクル法に関する情報源として、サイト(ホームページ)の URL や参考文献を紹介しています。

以上のように、このガイドラインは日食協会員企業のどなたにも活用できる内容となっています。最初から目を通すことも、必要な部分だけを参照することも可能です。

2. 食品リサイクル法用語解説

食品リサイクル法では「肥料」や「飼料」などのように、日頃の業務で使っていたり、聞き慣れたような用語がそのまま使われることも多いのですが、中には「食品リサイクル・ループ」、「食品関連事業者」や「食品廃棄物等」といった食品リサイクル法特有の言い方や言い回しがあります。

この用語解説では、食品リサイクル法の関連用語のうち、頻出する用語や是非覚えておきたい用語を掲載致しました。加工食品卸売業界内でも、同じものを指しているのに企業により呼称が異なることがあります。こちらで確認して下さい。

【表 1-1-①-1】食品リサイクル法に関する用語

NO	用語名	用語の意味
1	アウトレット販売	従来は廃棄されていた食品メーカーや外食産業などでは、品質には問題がないものの、包装不備などで市場での流通が困難になり、商品価値を失った食品を通常よりも安価で販売すること。食品リサイクル法対応の発生抑制策と云えるかは微妙である。
2	エタノール	食品循環資源をバイオエタノール(主に自動車燃料)の原材料として利用すること。または利用するために譲渡すること。
3	基準年	2007 年度(平成 19 年度)を指し、再生利用等実施率の目標値を計算するための基準となる。
4	基準実施率	当該年度の再生利用等の実施率目標値のこと。2007 年度(平成 19 年度)を用いて計算される。
5	業種区分	食品リサイクル法定期報告書に記載する食品関連事業者を分類する名称。2012 年(平成 24 年)4 月より 27 業種から 74 業種に変更されている。
6	減量	脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させること。
7	サーマルリサイクル	廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。 食品リサイクル法では「エタノール」「メタン化」「熱回収」がこれに当たる。
8	再生利用	自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。または、食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。
9	再生利用事業者	特定肥飼料等の製造業者のこと。
10	再生利用等	食品廃棄物等の「再生利用」に加え、「発生の抑制」、「熱回収」、「減量」等により、食品廃棄物等の発生量を減少させる行為全般を指す。

【表 1-1-①-2】食品リサイクル法に関する用語

NO	用語名	用語の意味
11	再生利用事業計画認定制度	食品廃棄物等の排出者(食品関連事業者)、特定肥 飼料等の製造業者(再生利用事業者)およびその利 用者(農林漁業者等)が、共同して再生利用につい ての計画を作成し、認定を受ける制度。認定され ると、廃棄物処理法や肥料取締法・飼料安全法の特 例が認められる。
12	再生利用等実施率	食品廃棄物等を単に廃棄せずに再生利用等を行 った割合を指す。食品リサイクル法では独自の計 算式により算出する。
13	食品	食品リサイクル法では「飲食料品のうち薬事法に 規定する医薬品及び医薬部外品以外のもの」と定 義されている。
14	食品卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	食品卸売業のうち、その取扱い品目がほぼ飲料 である業者のこと。飲料メーカー販社がこれに 当たる。
15	食品卸売業(飲料を中心とするものを除く。)	食品卸売業のうち、食品卸売業(飲料を中心と するものに限る。)以外の業者のこと。原則とし て日食協会員企業はこれに当たる。
16	食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行 う者、または飲食店業その他食事の提供を伴う 事業として政令で定めるものを行う者。
17	食品残渣	食品の製造加工の過程で副次的に生ずるもの のうち食用に供することができないものや、食品 の流通過程で生じる売れ残りや消費段階で生じ る調理くずや食べ残し。
18	食品循環資源	食品廃棄物のうち有用なもの(飼料、肥料等に 有効利用されるもの)のこと
19	食品廃棄物等 (一般的には「食品廃棄物」と呼ぶことがある)	食品が食用に供された後に、食用に供されず に廃棄されたもの。または食品の製造、加工又 は調理の過程において副次的に得られた物品の うち食用に供することができないもの。
20	食品廃棄物等多量発生事業者	食品廃棄物等を年間 100 トン以上発生させる 事業者のこと。
21	食品リサイクル・ループ	食品循環資源を肥料や飼料にして、農業生産 者が農畜産物を生産し、それを再び外食産業な どが購入する仕組み。
22	飼料化	食品循環資源を飼料(家畜のエサ)の原材料と して利用すること。または利用するために譲渡 すること。
23	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	食品循環資源を燃料や土壌改良資材や消臭剤、 吸湿剤等の原材料として利用すること。または 利用するために譲渡すること。
24	定期報告書	食品廃棄物等多量発生事業者が毎年提出を義 務付けられている報告書のこと。

【表 1-1-①-3】食品リサイクル法に関する用語

NO	用語名	用語の意味
25	動植物性残渣	食品製造業や流通、加工など特定の業種の製造工程から排出される固形状廃棄物で、原料として使用した動植物に係わる不要物。 食品廃棄物等を産業廃棄物として排出した場合には、産業廃棄物種類はこの動植物性残渣が該当する場合が多い。
26	登録再生利用事業者	再生利用事業を適確に実施しうる者として、一定の要件を満たすものについて、主務大臣による登録された再生利用事業者(食品のリサイクルを業として行う事業者)のこと。
27	特定農畜水産物等	次のいずれかに該当する農畜水産物のこと。 1. 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物。 2. 農畜水産物を原材料とて製造された食品で、使用された農畜水産物うちの特定農畜水産物等の重量割合が、50%以上のもの。
28	特定肥飼料等	食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品のこと。
29	熱回収	自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること(食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。)。 または、食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること(食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。)。
30	発生原単位	食品廃棄物等の発生量を、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ数値(売上高・販売数量等)で除した数値。
31	発生抑制	食品の生産・流通・販売過程及び調理や食事の提供の過程における改善や工夫により食品廃棄物等の発生を未然に抑制すること。
32	発生抑制量	当該年度の食品廃棄物等が、基準年度と比較してどの程度排出量を抑えられたかを示す数値。年度毎の単純減算ではなく、食品リサイクル法では独自の計算式による算出する。
33	肥料化	食品循環資源を肥料(有機肥料)の原材料として利用すること。または利用するために譲渡すること。
34	フードバンク	従来は廃棄されていた食品メーカーや外食産業などでは、品質には問題がないものの、包装不備などで市場での流通が困難になり、商品価値を失った食品の提供を原則として無償で受け、生活困窮者を支援している団体のこと。

【表 1-1-①-4】食品リサイクル法に関する用語

NO	用語名	用語の意味
35	マテリアルリサイクル	廃棄物等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと。 食品リサイクル法では「飼料化」「肥料化」「油脂・油脂製品化」「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」がこれに当たる。
36	メタン化	食品循環資源を発酵させて取り出すメタンガスの原材料として利用すること。または利用するために譲渡すること。
37	油脂・油脂製品化	食品循環資源を油脂(自動車用燃料等)や油脂製品(石鹼等)の原材料として利用すること。または利用するために譲渡すること。

※ 出典:法務省ホームページ、農林水産省ホームページ等を参照致しました。

第二章 食品リサイクル法とは

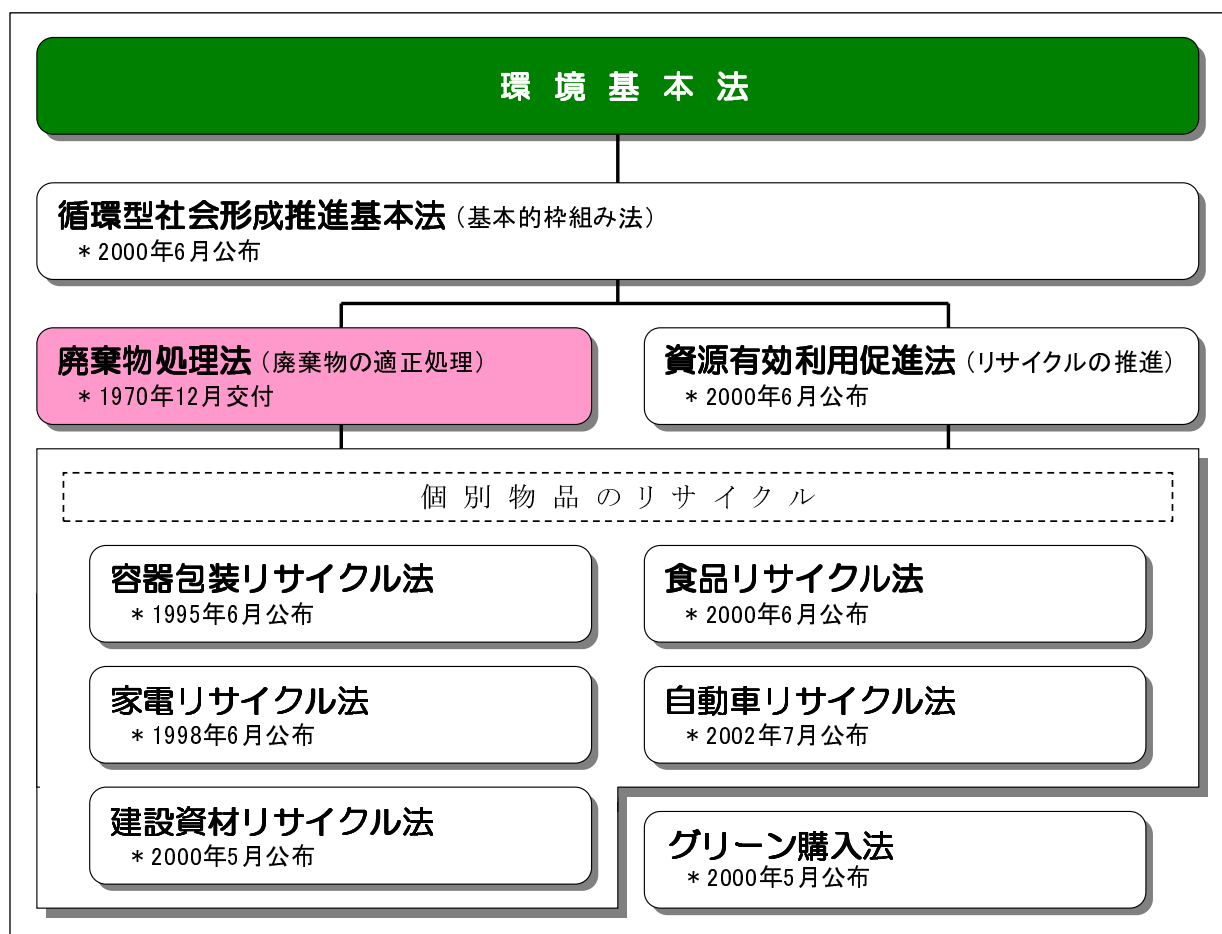
1. 食品リサイクル法の概要

(1) 循環資源関連法体系における食品リサイクル法の位置づけ

『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』(以下食品リサイクル法と記す)は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために2000年に公布、2001年5月に施行されました。

食品リサイクル法は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、全ての食品関連事業者が食品リサイクルへの取り組みを促進することにより、循環型社会の構築を目指すものです。

【図 2-1-①】循環型社会構築の法体系



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

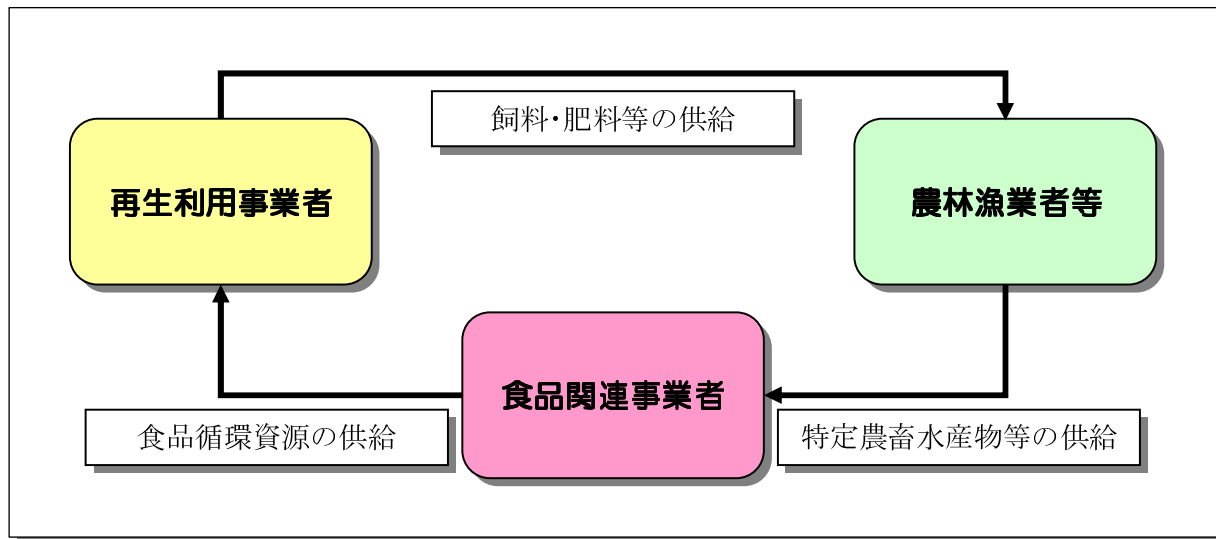
第一条（目的）

この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

※出典: 電子政府 e-GOV 法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO116.html>

(2) 食品リサイクル法において食品の再生利用を推進する関係者と役割

【図 2-1-②】食品の再生利用を推進する関係者



【農林漁業者等】

再生利用によってできた肥飼料などの利用に努めるとともに、それによってできた農産物を食品関連事業者に供給して、生産と食料消費との間の資源循環を確保することが求められています。

【再生利用事業者】

食品廃棄物の再生利用を行う事業者で、食品関連事業者と肥飼料などの利用者となりを結びつける立場にあります。両者への適切な情報提供とともに、生活環境に配慮した活動が求められています。

【食品関連事業者】

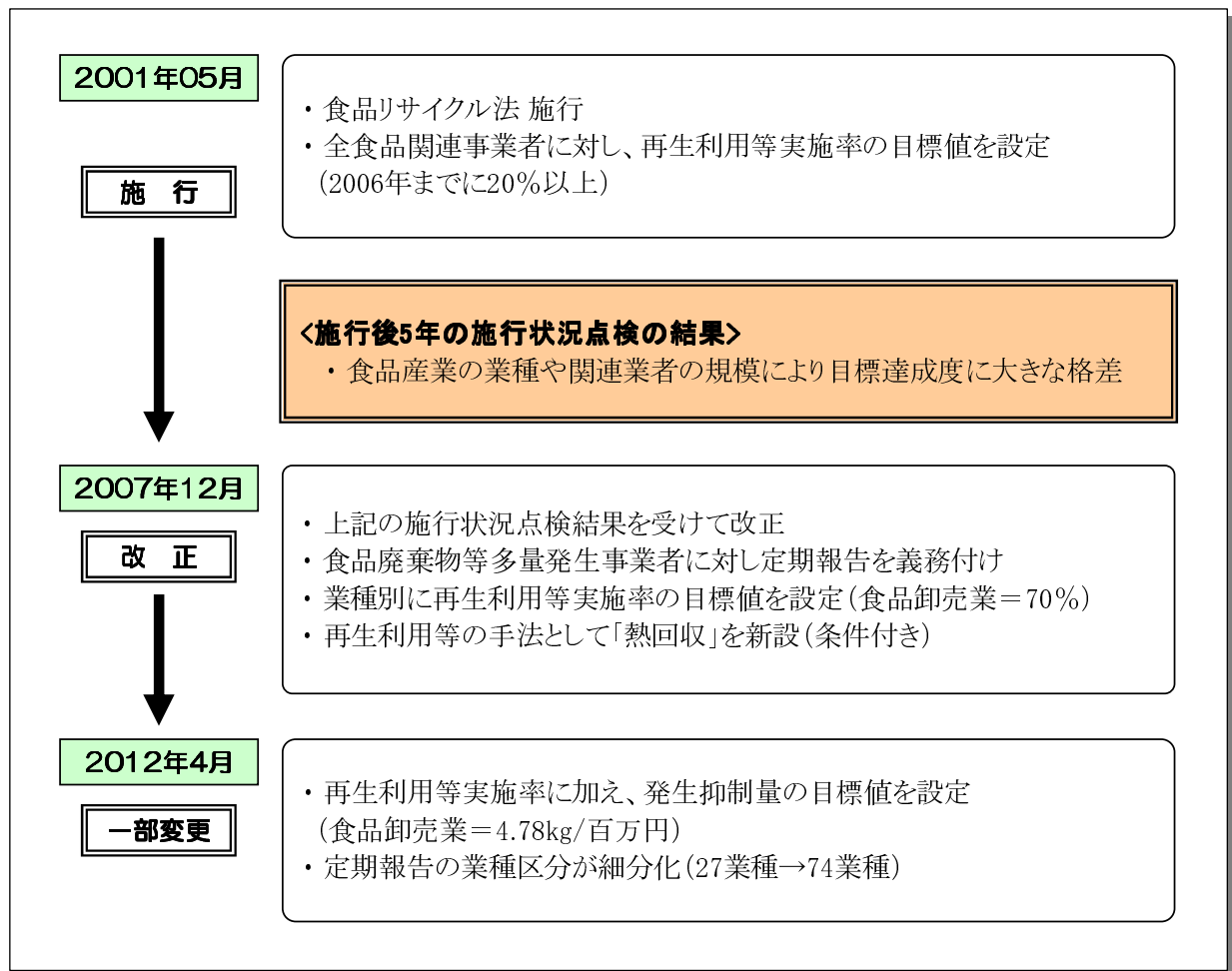
食品廃棄物の排出者として、再生利用等の実施について中心的な役割を担っています。このため、計画的に再生利用等に取り組むことが求められています。

(3) 食品リサイクル法の改定経緯

食品リサイクル法は食品関連事業者の再生利用等実施率の向上を目指して 2001 年に施行されましたが、業種や企業等の規模により達成度合に格差が生じたため、2007 年に一度改正されました。すべての食品関連事業者には業種毎に再生利用等実施率の目標値が設定され、それを毎年改善することが求められ、加えて、食品廃棄物等を年間 100 トン以上発生している食品関連事業者は毎年定期報告書を提出することが義務付けられました。

そして、2012 年 4 月度からは、食品リサイクルの本来の目的である「発生抑制」についても、細分化された食品関連事業者の業種毎に目標値が掲げられて、「食品廃棄物等をまず減らす」という考えかたが明確になりました。これは 3R (Reduce - Reuse - Recycle) の優先順位に基づいた考え方です。

【図 2-1-③】食品リサイクル法改正等の推移



2. 加工食品卸売業における食品廃棄物等の特徴

(1) 飲食料品卸売業の分類

食品の流通を担う飲食料品卸売業は、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定版)では、「農畜産物・水産物卸売業」と「食料・飲料卸売業」(さらに「管理、補助的経済活動を行う事業所」もあり)に大別されています。

【図 2-2-①】日本産業分類大・中・小・細分類(平成 19 年 11 月改定版)

【大分類 I】卸売業、小売業		
<卸売業> 【中分類50】 各種商品卸売業 【中分類51】 繊維・衣服等卸売業 【中分類52】 飲食料品卸売業	【中分類53】 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 【中分類54】 機械器具卸売業 【中分類55】 その他の卸売業	<小売業> 【中分類56 - 61】 小売業(詳細略)
▼		
【中分類52】飲食料品卸売業		
【小分類520】 管理、補助的経済活動を行う事業所	【細分類5200】 主として管理事務を行う本社等 【細分類5208】 自家用倉庫	【細分類5209】 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
【小分類521】 農畜産物・水産物卸売業	【細分類5211】 米麦卸売業 【細分類5212】 雑穀・豆類卸売業 【細分類5213】 野菜卸売業 【細分類5214】 果実卸売業	【細分類5215】 食肉卸売業 【細分類5216】 生鮮魚介卸売業 【細分類5219】 その他の農畜産物・水産物卸売業
【小分類522】 食料・飲料卸売業	【細分類5221】 砂糖・味そ・しょう油卸売業 【細分類5222】 酒類卸売業 【細分類5223】 乾物卸売業 【細分類5224】 菓子・パン類卸売業	【細分類5225】 飲料卸売業(別掲を除く) 【細分類5226】 茶類卸売業 【細分類5227】 牛乳・乳製品卸売業 【細分類5229】 その他の食料・飲料卸売業
ATTENTIONS ! 上記の日本産業分類の分類は、食品リサイクル法定期報告書に記載する業種区分とは異なりますので、ご注意願います。		

(2) 飲食料品卸売業から発生する食品廃棄物等の特徴

① 農畜産物・水産物卸売業

「農畜産物・水産物卸売業」で取り扱う商品は「食品の調理段階」及び「食品の提供段階」に限りなく近く、発生する食品廃棄物等も所謂「素材」に近いので、再生利用の可能性が極めて高くなります。

② 食料・飲料卸売業

「食料・飲料卸売業」は取り扱う商品が「加工された食品」であり、取り扱う商品カテゴリーが多岐にわたるため、多種多様な食品廃棄物等が発生します。その中には再生利用が可能であるか判断不能なものも見られます。

さらに、「加工された食品」であるため、「食品残渣」を分離・抽出するには、包装容器と食材との分別作業をしなければならないという特殊な商品特性を持っています。

例) カップ麺

① 包装容器 … 段ボール、シュリンクフィルム、紙蓋、ポリカップ

② 食材部分 … 乾燥麺または生麺、粉末スープ、レトルト具材、乾燥具材、調味油、香辛料など

また、食料・飲料卸売業では、食品製造工場等のように食品廃棄物が定期的に定量を発生することは少なく、多くは年に数回まとめて排出することも大きな特徴と云えます。

【表 2-2-①】飲食料品卸売業の排出する食品廃棄物等の特徴

	農畜産物・水産物卸売業	食料・飲料卸売業
食品廃棄物等の形態	素材に近いものが多い	数種の素材を加工した食品
容器包装分別の必要	基本的に少ない	必ずある
再生利用の可否	そのまま再生利用が可能	再生利用に不向きなものあり → 塩分、香辛料等
食品廃棄物等発生頻度	毎日/毎週発生する可能性あり	年に数回(月に数回)発生
食品廃棄物等発生周期	定期的に発生する場合あり	不定期的な場合が多い
食品廃棄物等発生量	ある程度定量	定量ではない

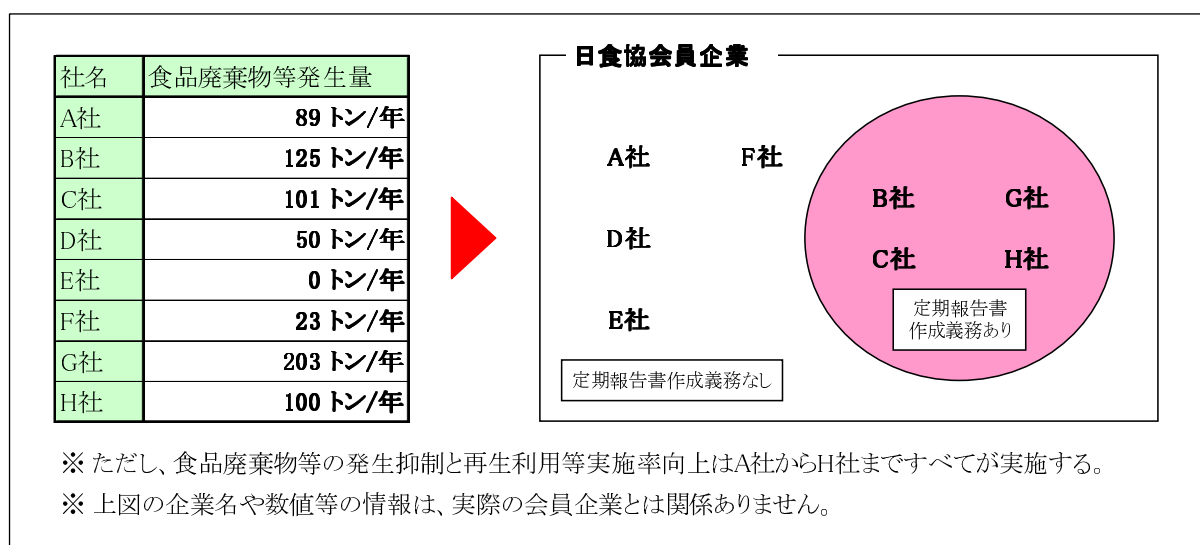
3. 食品リサイクル法により加工食品卸売業が求められているもの

(1) 対象者

食品リサイクル法ではすべての食品関連事業者が対象者であり、食品廃棄物等の発生抑制と再生利用率の向上が求められていますので、基本的に日食協会員企業はすべて対象者となります。

さらに、年間 100 トン以上の食品廃棄物等を発生させる「食品廃棄物等多量発生事業者」については、食品廃棄物の発生量、発生抑制量、再生利用量とその率を記載した定期報告書の提出が義務付けられます。

【図 2-3-①】食品廃棄物等発生量による対象者の“仕分け”例



(2) 対象範囲

① 食品廃棄物等の発生する可能性のある場所

加工食品卸売業の場合、食品廃棄物等は以下の場所で発生します。

食品リサイクル法ではこれらすべての場所で発生する食品廃棄物等が対象となります。

【表 2-3-①】加工食品卸売業で食品廃棄物等が発生する可能性のある場所

NO	発生場所	食品廃棄物等となる可能性のある商品等
1	物流センター	滞留在庫(賞味/消費期限切れ間際商品)、返品不可商品、転売不可商品残、庫内破損品、生鮮品の加工端切れ、取引先からの不良品返品、
2	オフィス	棚割用サンプルの残、社内販売の残
3	イベント	展示会の展示品の残
4	テストキッチン	調理くず、廃油、試食残
5	PB 商品工場	製造過程で発生する原料や半製品のくず、販売不可在庫商品
6	自社運営小売店	調理くず、廃油、売れなかった商品(弁当等含む)

② 食品廃棄物等の集計単位

食品リサイクル法の対象範囲は法人単位(企業単位)です。

グループ企業の場合もグループ全体ではなく、企業単位(企業単体)毎に食品廃棄物等発生量を把握することが必要となります。

(3) 食品リサイクル法により加工食品卸売業が求められているもの

食品リサイクル法の下では、加工食品卸売業者は次に挙げる事項を実施することが必要となります。

- ① 食品廃棄物等の発生抑制(P25、P29-P30で説明致します)
- ② 食品廃棄物等発生量の計測・記録(企業毎)
- ③ 再生利用等による食品廃棄物等の処理活動
- ④ 定期報告書提出(食品廃棄物等多量発生事業者の場合のみ)

(4) 食品廃棄物等発生量の計測・記録・集計

自社が食品リサイクル法の下でどのような立場にいるのかを理解するには、まず自社が発生させている食品廃棄物等を計量し、表計算ソフト等で時系列表を作成し、記録しておくことが必要となります。

【図 2-3-②】食品リサイクル法集計記録ファイル例】

食品リサイクル法対応実績表			入力部署:												
項目	単位	対象年度	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食品廃棄量	廃棄	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
食品リサイクル	肥料	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
	飼料	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
	炭化燃料/還元剤	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
	油脂/油脂製品	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
	エタノール	kg	今年度	0.0											
		kg	前年度	0.0											
メタン	kg	今年度	0.0												
	kg	前年度	0.0												
熱回収	kg	今年度	0.0												
	kg	前年度	0.0												
合計		kg	今年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		kg	前年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃棄率		%	今年度												
		%	前年度												
リサイクル率		%	今年度												
		%	前年度												

なお、食品リサイクル法での食品廃棄物等発生量は、本来、食品・飲料の容器(缶、瓶、レトルト袋、ペットボトル、プラスチック等)や包装(紙、発泡スチロールフィルム等)の重量を含めず、食品・飲料の内容量(中身)のみの重量を指します。その計量を行うには、次頁のような方法が考えられます。

【表 2-3-②】食品廃棄物等発生量の計測手法例

NO	処理方法	詳細説明
1	容器包装と中身を分別して実測計量する方法	食品の場合は、中身の食品と包装・容器を細かく分別してごみ袋等に封入し、手秤器や台秤などの計量器を用いて計量します。その際、大き目のポリバケツ等を用意しておくこと計量や食品廃棄物の一時保管に便利です。 飲料の場合は、中身の液体はポリバケツ等の容器に移し、容器と一緒に計量器で量り、その後、ポリバケツ等の容器の重量を差し引いて内容量のみの重量を計測します。
2	サンプルを実測して、中身と容器包装の重量比率を求め、総重量から容器包装分の重量を差し引く方法	実測調査(サンプルとして容器や包装を含めた一個の重量を測った後、中身の重量を量り、中身と容器包装の重量比率(＝係数)を算出した後、発生した食品廃棄物等総重量の何％が食品廃棄物等かを係数を乗じて中身のみの重量を算出します。
3	発生 1 回当たりのデフォルト重量値を決めて排出回数と数量を数える方法	カゴ車1車当たり、パレット1枚分当たり、ゴミ袋 1 袋当たり等の食品廃棄物等の重量を予め実測の上設定し、排出回数を乗じて算出する方法です。
4	商品マスタに登録した中身:容器包装の重量比率を用いる方法	食品廃棄物等の発生個数を商品別に記録して、社内の基幹システムの商品マスタ等の中身:容器包装の重量比率を登録しておき、発生個数に乗算して計測する方法。 ただし、業務上、本当に食品廃棄物となったのかどうかの確認については、社内ルールが必要となります。
5	産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された重量を加算する方法	食品廃棄物等を産業廃棄物として処理する場合のみ有効な方法ですが、産業廃棄物収集運搬業者から発行されたマニフェストに記載された重量を集計することで食品廃棄物等の重量を図ることが可能です。この場合、電子マニフェストシステムを導入していれば集計作業が簡略化できます。
6	廃棄物収集運搬業者から送付される請求書に記載された重量を加算する方法	廃棄物収集運搬業者(登録再生利用事業者も含む)から送付される請求書には、一定期間に処理委託した産業廃棄物の重量が記載されている場合、この数値を集計する方法です。
7	基準月を設けて実測し、倉出売上高等に対する係数(原単位)を用いる方法	食品廃棄物等発生都度実測を行うのではなく、基準月を設けて実測し、倉出売上高等食品廃棄物等発生量と密接な関係を持つ数値から原単位を算出し、年間の排出量を簡便的に求めることも一考です。

【表 2-3-③】上記の食品廃棄物等発生量の計測手法例の分類

計量法	自社(業務委託企業含む)で対応可	処理委託企業に委託
実測	1. 容器包装と中身を分別して実測計量	7. 基準月を設けて実測し、倉出売上高等に対する係数(原単位)を用いる
推計	2. サンプルを実測して、中身と容器包装の重量比率を求め、総重量から容器包装分の重量を差し引く 3. 発生 1 回当たりのデフォルト重量値を決めて排出回数と数量を数える 4. 商品マスタに登録した中身:容器包装の重量比率を用いる	5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された重量を加算する 6. 廃棄物収集運搬業者から送付される請求書に記載された重量を加算する

食品廃棄物等の重量実測は、環境面と云うよりは業務上本来しておいた方がよいことです。
しかし、実際の加工食品卸売業の現場(特に物流センター)では、以下の理由により食品廃棄物等の実測がままならないことが多いようです。

- ＜理由 1＞ 食品廃棄物等の実測業務を行うための場所が必要となる
- ＜理由 2＞ 食品廃棄物等の実測業務を行わせる人材がいない
- ＜理由 3＞ 物流センター業務を外部企業に委託しているため、食品廃棄物等の計量作業が契約外の業務となるため委託が難しい

食品廃棄物等を厳密に実測すると云うことは、自社内で商品の中身と容器包装に分別し、測量し、排出処理をすると云う業務が発生すると云うことです。食品は容器包装と分別して一時的にでも保管した場合、時間が経過すると、悪臭や汚染水分等が発生するため、重量計量専門の場所と人材が必要となりますが、現実的にはなかなか容易ではないようです。

また、昨今は物流センター業務を外部企業に委託することも多く、食品廃棄物等の測量業務は物流業務委託契約の対象業務とは別の業務となるため、なかなか日常的に食品廃棄物等の測量業務を継続することも困難であると云えます。

加工食品卸売業としては、食品廃棄物等の実測は近い将来には極力実施するよう努力するものとし、単位や係数等を用いた算出値を用いる手法や、食品廃棄物等処理委託の実績(産業廃棄物管理票(マニフェスト)や請求書等)の数値を集計することも可能であることと致します。

(5) 再生利用等の食品廃棄物等処理活動

食品リサイクル法が示す食品廃棄物等の処理方法は下図の通りですが、詳細については後述致します。

食品リサイクル法は、「循環型社会形成推進基本法」に定める循環型社会の形成についての基本原則に基づき、食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位を定めています。再生利用や熱回収を行う前にまず「発生させない」努力をすることが必要です。

【図 2-3-③】食品廃棄物等処理活動の優先順位

手法	優先度	概要
1) 発生抑制	高	食品廃棄物等を発生させない 生産、流通、消費の各段階で食品廃棄物等そのものの発生を抑える
2) 再生利用		食品廃棄物等のうち食品循環資源を有効に利用する 再資源化できるものを飼料や肥料等へ再利用する
3) 熱回収		食品廃棄物等から熱や電気等のエネルギーを取り出す 飼料や肥料等に再生できない食品廃棄物等から熱・電気等のエネルギーを得る。
4) 減量		食品廃棄物等を廃棄する前に乾燥・脱水等で重量を減らす 廃棄されるものは脱水・乾燥などで「減量」して重量を減らし、処分し易くする。
5) 廃棄	低	どうしても有効活用できないものを適切に焼却処分する どうしても再生利用等ができないものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」と記す)に従って「適正に処理」する

循環型社会形成推進基本法(平成十二年六月二日法律第百十号)

第七条(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

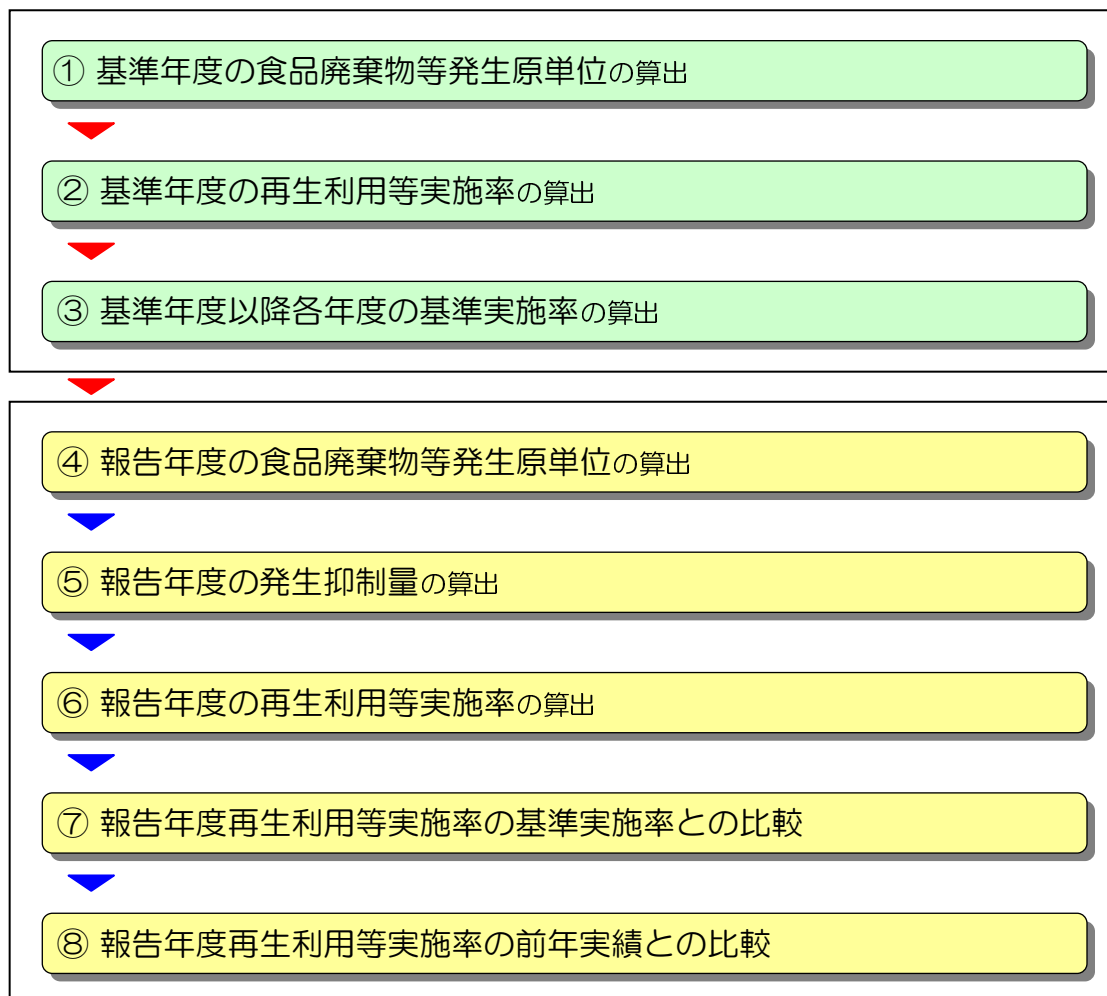
※出典:電子政府 e-GOV 法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/htldata/H12/H12HO110.html>

(6) 食品リサイクル法における指標の算出

計量等により把握した食品廃棄物等発生量から、食品リサイクル法の定める指標である「食品廃棄物等発生原単位」、「再生利用等実施率」および「発生抑制量」を算出します。

関連数値算出の全体的な流れは下図の通りです。

【図 3-2-④】食品リサイクル法で算出する各種指標



上図の①から③の計算は、基準年度の実績から算出するものなので、一度だけ算出する数値です。

④～⑧の計算については、基準年度も含め、毎年行う作業になります。

① 基準年度の食品廃棄物等発生原単位の算出

食品リサイクル法対応指標として、まず食品廃棄物等発生原単位を算出します。

**基準年度の
食品廃棄物等発生原単位**

=

**基準年度の発生量
基準年度の売上高**

基本的に、食品リサイクル法での基準年度とは 2007 年度（平成 19 年度）を指します。

そこで、2007 年度の食品廃棄物等発生量を計測、記録している場合は、上記計算式の「基準年度」を 2007 年と読み替えて、食品廃棄物等発生量を年度合計します。

また、2008 年度以降に食品廃棄物等発生量の管理を始めた会員企業の場合は、管理し始めた年度を基準年度として前頁の計算式を使って、食品廃棄物等発生原単位を算出します。

なお、売上高は単位を百万円とします。

ex1. 2007 年度（平成 19 年度）以前より食品廃棄物等発生量データを管理している場合

= 基準年度が 2007 年度の場合

**2007年度の
食品廃棄物等発生原単位**

=

**2007年度の発生量
2007年度の売上高**

ex2. 2008 年度（平成 20 年度）から食品廃棄物等発生量データを管理し始めた場合

= 基準年度が 2008 年度の場合

**2008年度の
食品廃棄物等発生原単位**

=

**2008年度の発生量
2008年度の売上高**

ATTENTIONS !

食品廃棄物等発生原単位を算出する計算式の分母となる数値は、食品廃棄物等の発生量と密接な関係を持つ数値と呼ばれます。この数値は業種毎に指定されていて、加工食品卸売業は、売上高（単位：百万円）が第一候補として指定されています。

したがって、加工食品卸売業としては、この食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ数値を「売上高」としています。

② 基準年度の再生利用等実施率の算出

発生させた食品廃棄物等のうち、再生利用等を実施した重量がどの程度の割合であるかを算出します。なお基準年度はそれ以前に比較する年度がないので、発生抑制量は、“0(ゼロ)”として計算します。

$$\begin{aligned} \text{基準年度の再生利用等実施率} &= \frac{\text{基準年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{基準年度の(発生抑制量+発生量)}} \\ &= \frac{\text{基準年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{基準年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量+減量量+再生利用等以外の量+処分量)}} \end{aligned}$$

なお、基準年度の再生利用等実施率についても、データ管理開始年度により基準年度の数値が異なります。

ex1. 2007 年度(平成 19 年度)以前より食品廃棄物等発生量データを管理している場合
= 基準年度が 2007 年度の場合

$$\begin{aligned} \text{2007年度の再生利用等実施率} &= \frac{\text{2007年度の(再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{2007年度の発生量}} \\ &= \frac{\text{2007年度の(再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{2007年度の(再生利用量+熱回収量+減量量+再生利用等以外の量+処分量)}} \end{aligned}$$

ex2. 2008 年度(平成 20 年度)から食品廃棄物等発生量データを管理し始めた場合
= 基準年度が 2008 年度の場合

$$\begin{aligned} \text{2008年度の再生利用等実施率} &= \frac{\text{2008年度の(再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{2008年度の発生量}} \\ &= \frac{\text{2008年度の(再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{2008年度の(再生利用量+熱回収量+減量量+再生利用等以外の量+処分量)}} \end{aligned}$$

ATTENTIONS !

熱回収量ですが、熱回収処理時の残渣(燃えカス=灰)が熱等のエネルギーとして回収できないため、この分は再生利用量にはならないとの判断から、再生利用の重量が 5%少なくなります。そこで、熱回収で処理した食品循環資源の重量はそのすべてではなく、95%として加算することになっています。

③ 基準年度以降各年度の基準実施率の算出

前項②で算出した基準年度の再生利用等実施率を基に、基準年度以降再生利用等実施率の目標値となる「基準実施率」を下記の計算式を用いて算出します。

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度の基準実施率に応じた増加ポイント}$$

その際、「前年度基準実施率に応じた増加ポイント」は、下表の通りに定められています。

【表 2-3-④】前年度の基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満の事業者	2%
50%以上80%未満の事業者	1%
80%以上の事業者	維持向上

ex1. 2007 年度(平成 19 年度)以前より食品廃棄物等発生量データを管理している場合
＝基準年度が 2007 年度の場合で、同年度の再生利用等実施率を 45%と仮定した場合

【表 2-3-⑤-1】年度別基準実施率の例 1

年度	前年度 実施率	増加 ポイント	基準 実施率
2007年度	-	-	実績 45%
2008年度	45%	+	2% = 47%
2009年度	47%	+	2% = 49%
2010年度	49%	+	2% = 51%
2011年度	51%	+	1% = 52%
2012年度	52%	+	1% = 53%

後述致しますが、
70%が目標値となります

ex2. 2008 年度(平成 20 年度)から食品廃棄物等発生量データを管理し始めた場合
＝基準年度が 2008 年度の場合で、同年度の再生利用等実施率を 45%と仮定した場合

【表 2-3-⑤-2】年度別基準実施率の例 2

年度	前年度 実施率	増加 ポイント	基準 実施率
2008年度	-	-	実績 45%
2009年度	45%	+	2% = 47%
2010年度	47%	+	2% = 49%
2011年度	49%	+	2% = 51%
2012年度	51%	+	1% = 52%

後述致しますが、
70%が目標値となります

④ 報告年度の食品廃棄物等発生原単位の算出

前述①と同様の計算式を用いて、報告年度（基準年度以降実績把握を行う各年度）の食品廃棄物等発生原単位を算出します。売上高（分母）と発生量（分子）は同じ年度のものとしてください。

**報告年度の
食品廃棄物等発生原単位**

=

**報告年度の発生量
報告年度の売上高**

⑤ 報告年度の発生抑制量の算出

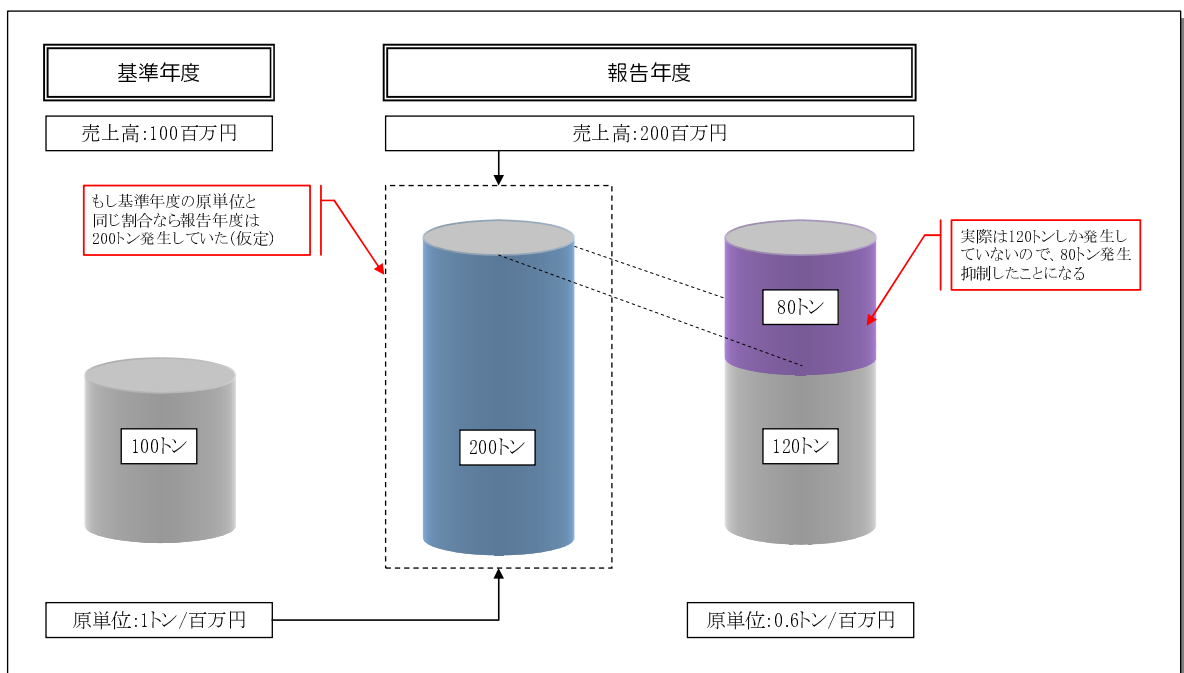
前述の①で基準年度の、また同④で報告年度の食品廃棄物等発生原単位を算出しました。

報告年度は基準年度と比較して、どの程度食品廃棄物等の発生が抑制できたのかを算出した数値が「報告年度の発生抑制量」になります。

言い換えれば、発生抑制量とは「基準年度の原単位と同じ割合で報告年度に食品廃棄物等を発生させたと仮定した場合と比較して、実際の報告年度はどの程度食品廃棄物等の発生抑制ができたのか」を示す値です。次の計算式で算出します。

$$\text{報告年度の発生抑制量} = \left(\text{基準年度の発生原単位} - \text{報告年度の発生原単位} \right) \times \text{報告年度の売上高}$$

【図 2-3-⑤】発生抑制量の考え方



⑥ 報告年度の再生利用等実施率

実際の報告年度の食品廃棄物発生量、再生利用等の量、そして前項⑤で算出した発生抑制量を用いて、報告年度の再生利用等実施率を算出します。計算式は前述の②と同じですが、報告年度の場合は発生抑制量が必ず必要になり、分母、分子ともに加算されます。

$$\begin{aligned} \text{報告年度の再生利用等実施率} &= \frac{\text{報告年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{報告年度の(発生抑制量+発生量)}} \\ &= \frac{\text{報告年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{報告年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量+減量量+再生利用等以外の量+処分量)}} \end{aligned}$$

⑦ 報告年度再生利用等実施率の基準実施率との比較

前項⑥で算出した報告年度の再生利用等実施率と前述③で算出した報告年度の基準実施率を比較します。

報告年度の再生利用等実施率が基準実施率を上回っていたら、再生利用等が進められていることとなります。今後も再生利用に努めて戴くよう、お願い致します。

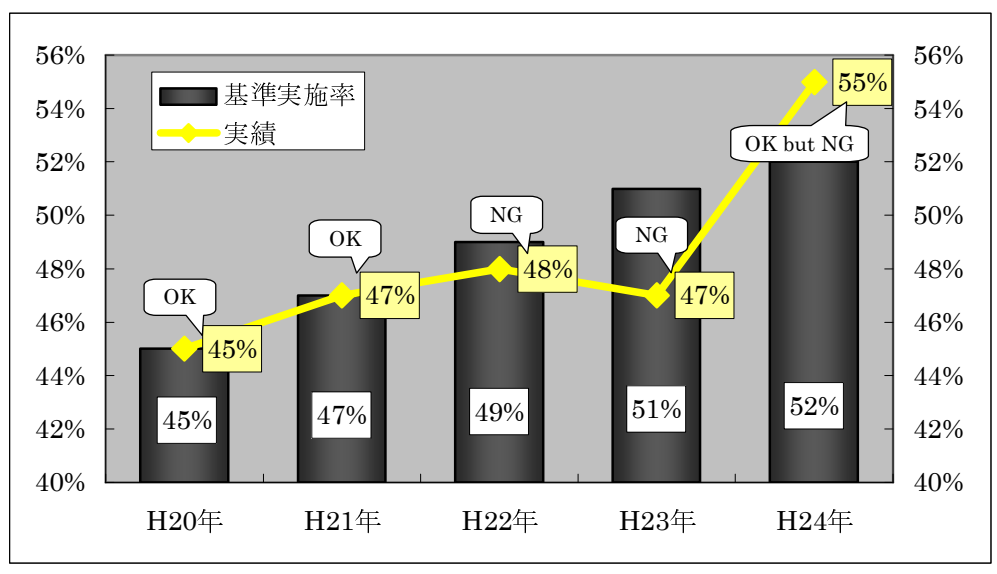
万が一、基準実施率を下回っている場合は、排出抑制をさらに促進させるとともに、食品廃棄物の中に再生利用が可能な食品循環資源がないのか確認してみましょう。

⑧ 報告年度再生利用等実施率の前年実績との比較

前項⑥で算出した報告年度の再生利用等実施率と前年度の同数値を比較します。

実施率は向上しているでしょうか。加工食品卸売業の再生利用等実施率の目標値が2012年度末までに70%であることを考慮して対応を進めて戴くよう、ご協力をお願い致します。

【図 2-3-⑥】基準実施率と再生利用等実施率の関係



(7) 義務事項等

① 当局への定期報告書の提出

食品廃棄物等発生量100トン/年以上の会員企業のみ

年間 100 トン以上の食品廃棄物等を発生させている事業者は、「食品廃棄物等多量発生事業者」と呼ばれ、毎年度、主務大臣に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。

定期報告書の概要については、下表の通りです。

【報告事項】	食品廃棄物等発生量、再生利用等実施量・実施率、再生利用製品の量、判断基準の順守状況 等々
【提出様式】	農林水産大臣が指定する
【提出先】	農林水産大臣、環境大臣、その他事業所管大臣
【提出期日】	毎年度 6 月 30 日に前年度の実績を提出
【提出方法】	直接当局に持参、または郵送でも可
【提出媒体】	様式を印刷した「紙の報告書」として提出

※ 定期報告書作成に関する詳細については、

「第三章 加工食品卸売業として食品リサイクルの進め方 3. 定期報告書作成時の注意点」(P41)で説明致します。

② 再生利用等実施率向上

全会員企業対象

加工食品卸売業は、食品廃棄物等を単なる焼却処分等による廃棄からを可能な限り避け、資源としての再生利用を進めていくことが求められています。

指標となる再生利用等実施率は、業種毎に目標値が決まっています。下表の通り、食品卸売業は「2012 年度までに再生利用等実施率 70%以上」という目標値が設定されています。加工食品卸売業はこれに該当し、目標値はこの「2012 年度までに再生利用等実施率 70%以上」となります。なお、2013 年度以降の目標値については現段階では公示されていないので、当局の発表等を確認して戴くよう、お願い致します。

【表 2-3-⑥】業種別再生利用等実施率目標値

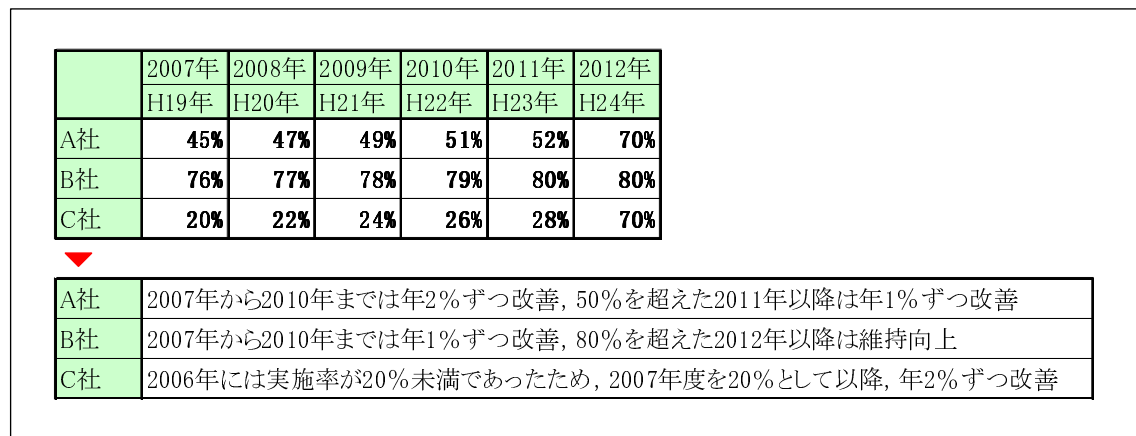
業種別再生利用等の実施率目標	
食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

70%と云う目標値は非常にハードルが高いように感じられますが、食品卸売業には生鮮食品等の卸売業も含まれているためと思われます。
また、各企業が食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組んだ場合に業種全体での達成が見込まれている目標値です。

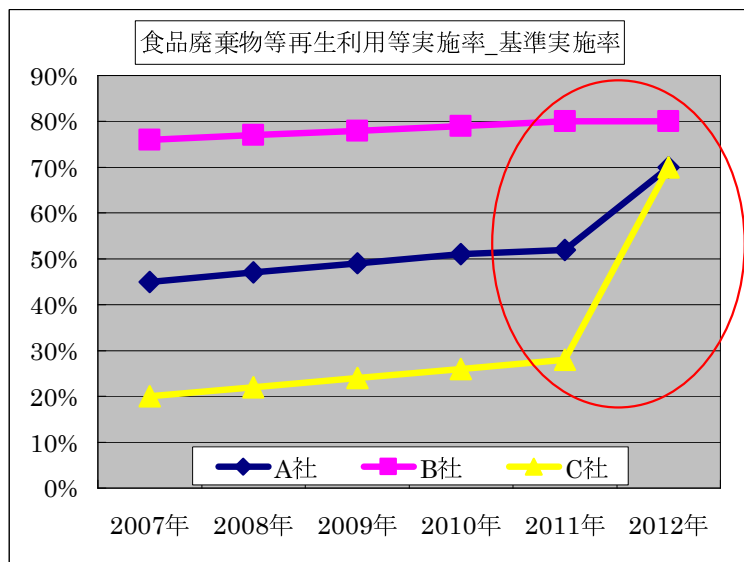
③ 基準実施率の達成 **全会員企業対象**

年度毎の再生利用等実施率が、2007 年度の再生利用等実施率を基準値にして算出される「基準実施率」(年度毎の再生利用等実施率目標値)を上回らなければなりません。つまり、加工食品卸売業は、再生利用等実施率を毎年改善させることが求められていることになります。また、加工食品卸売業は 2012 年度までに再生利用実施率を 70%以上にしなければならないので、2011 年度までの再生利用等実施率が計画通り向上しない場合、最終年度の 2012 年度に再生利用等実施率を大幅に向上させなければならなくなるので、前倒しで取り組む必要があります。

【図 2-3-⑦】再生利用実施率の展開例(その 1)



【図 2-3-⑧】再生利用実施率の展開例(その 2)



【表 2-3-⑦】=【表 2-3-④】

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満の事業者	2%
50%以上80%未満の事業者	1%
80%以上の事業者	維持向上

【表 2-3-8】=【表 2-3-⑥】

業種別再生利用等の実施率目標	
食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

④ 発生抑制原単位目標値の達成

2012年(平成24年)4月より、食品リサイクル法は食品廃棄物等の再生利用だけではなく、食品廃棄物等自体の発生抑制の推進にも以前より力を入れ始めています。

2012年度(平成24年度)より、可食部分の廃棄処分が多く、発生抑制の重要性が高いと思われる16業種に対して、発生抑制量原単位の目標値が業種毎に設定されました。

加工食品卸売業については、「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)」に該当するので、4.78kg/百万円を下回るよう、発生抑制の取り組みが必要になります。

【表 2-3-⑨】業種別目標値の一覧(平成24年4月からスタートの16業種)

業種	業種区分	発生原単位の 分母の名称	暫定目標値	
			原単位	単位
食品製造業	肉加工食品製造業	売上高	113	kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108	kg/百万円
	しょうゆ製造業	売上高	895	kg/百万円
	味噌製造業	売上高	191	kg/百万円
	ソース製造業	製造量	59.8	kg/t
	パン製造業	売上高	194	kg/百万円
	麺類製造業	売上高	270	kg/百万円
	豆腐・油揚げ製造業	売上高	2,560	kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	363	kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	403	kg/百万円
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	224	kg/百万円
食品卸売業	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	売上高	14.8	kg/百万円
	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)	売上高	4.78	kg/百万円
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	65.6	kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	106	kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1	kg/百万円

食品リサイクル法の定期報告書(2009年度実績、および2010年度実績)を提出した会員企業の数値を集計、分析すると、加工食品卸売業の業種については、上記の発生抑制原単位の目標値を大幅に下回っています。今まで通り、またそれ以上の取り組みを実践して参りましょう。

【表 2-3-⑩】日本加工食品卸協会会員企業の発生抑制原単位実績

		H21年度	H22年度
分類		522	522
業種		食料・飲料卸売業	食料・飲料卸売業
発生量	t	945.8	967.0
分母	百万円	4,284,387	3,279,595
原単位	kg/百万円	0.22	0.29

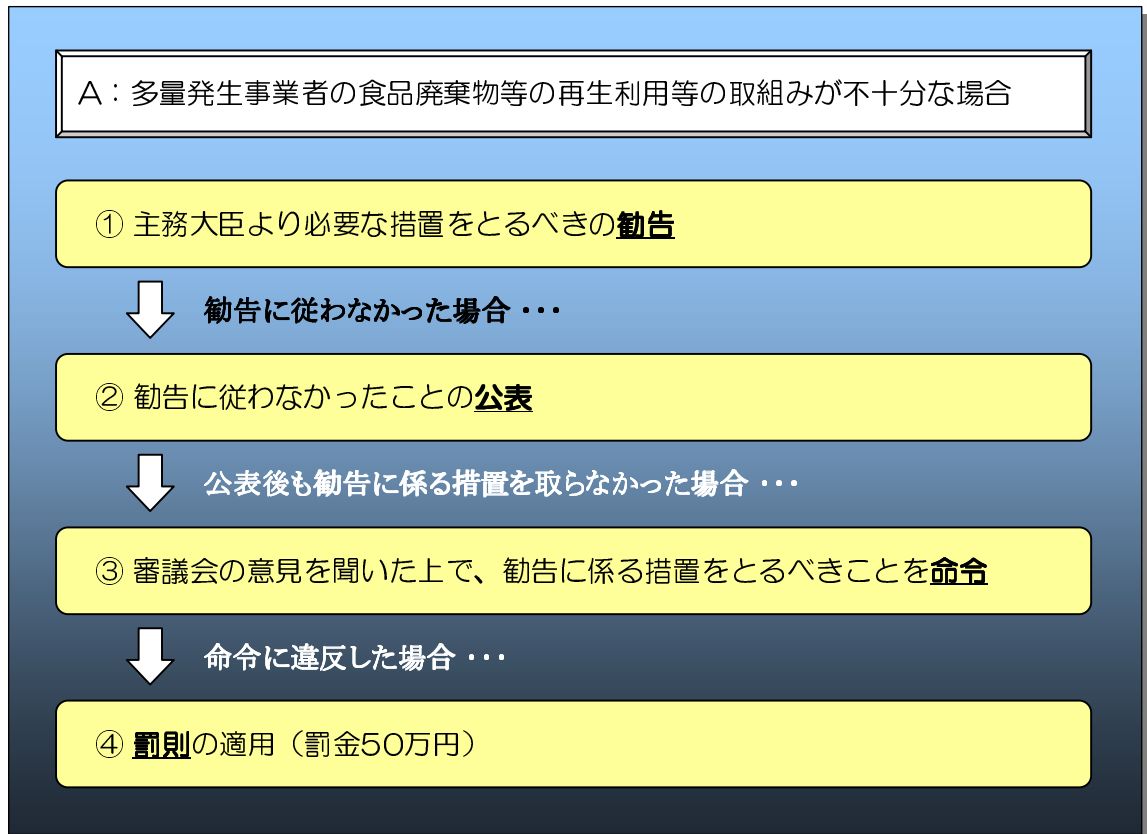
(8) 罰則

食品リサイクル法では、食品廃棄物等発生業者に対する罰則があります。

① 食品廃棄物等の再生利用等の取組みが不十分である場合

→ 勧告、公表、命令、罰則適用 と段階的な措置の後、最終的には罰金刑が科せられます。

【図 2-3-⑨-1】食品廃棄物等の再生利用等の取組みが不十分である場合の罰則



食品リサイクル法 第七章 罰則

第二十七条

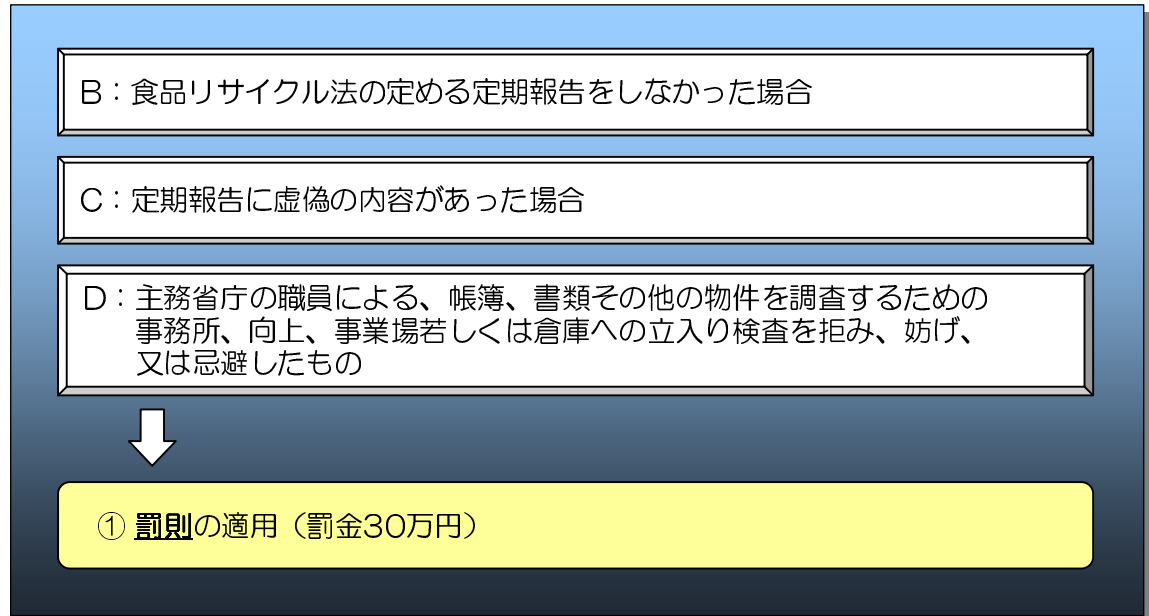
第十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条第三項

主務大臣は、(中略)勧告を受けた食品廃棄物等多量発生事業者が、(中略)その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- ② 定期報告書を提出しなかった場合、または虚偽の報告をした場合、若しくは、当局による立入り検査を拒否、妨害、忌避した場合 → 段階的な措置はなく、直罰の対象となります。

【図 2-3-⑨-2】定期報告書未提出、虚偽報告、当局立入り検査拒否等の場合の罰則



食品リサイクル法 第七章 罰則

第二十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九条第一項

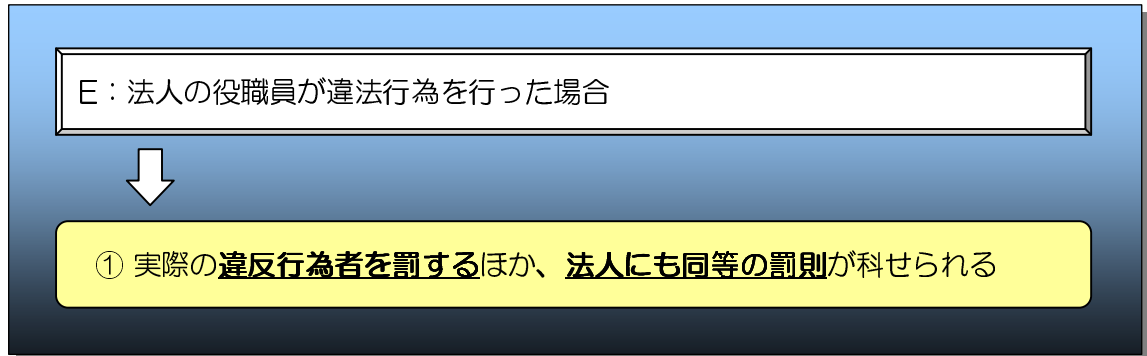
食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの（食品廃棄物等多量発生事業者）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第二十四条第一項

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- ③ 法人の役職員が法律違反行為を行った場合
→ 実際の違反行為者とともに、法人も同等の罰則が科せられます。

【図 2-3-⑨-3】法人の役職員が法律違反行為を行った場合の罰則



食品リサイクル法 第七章 罰則

第三十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

4. 食品リサイクル法対応の意義

食品リサイクル法への対応は、その条文にもあるように、食品に係る資源の有効な利用の確保、および食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることがその目的です。

しかしながら、食品リサイクル法への対応は、単に再生利用等実施率や発生抑制量原単位を改善して、定期報告書を提出するためだけにあるものではありません。

私たちの命を支えている食品を「有効に活用する」という行為が、食生活だけではなく、人間が生活を続けていく上で接するさまざまな点にもつながっていると日食協は考えています。

(1)「食品リサイクルは省資源につながっている」：食品は資源である

私たちの取り扱う商品である加工食品は、いろいろな動植物を使用して製造されています。その動植物もまた、土壌や水、他の動植物等さまざまな地球上の限りある資源を基に存在しています。

そして、加工食品を製造するには直接的にしろ、間接的にしろ、化石燃料を使用していますが、これらもまた有限な資源です。

つまり「食品」を有効に活用すると云うことは、資源の節約につながっていると考えられます。

(2)「食品リサイクルは省エネルギーに有効である」：食品廃棄物等を抑制すること＝省エネ

前項で述べたように、私たちが食品は直接的、間接的に化石燃料であるエネルギーを使用して製造されています。また、食品廃棄物等を焼却処分するにも、飼料化や肥料化等リサイクル処理するにもエネルギーを使用します。

つまり、食品を適切に活用することにより食品廃棄物等を発生抑制することは、エネルギー使用の合理化につながっていると云えるのではないのでしょうか。

(3)「食品リサイクルは食育の一環である」：MOTTAINAI、感謝の気持ち、命の大切さ

人間が食べるために作った食品を何らかの理由で食わずに捨ててしまうのは「MOTTAINAI(モッタイナイ)」と云う気持ちや、食品を食べると云うことは「他の命を戴いている」ことであると云う感謝の気持ちは、食品関連事業者であれば、誰でもが抱いているはずです。

中でも、多種多様な食品を扱う私たち加工食品卸売業は他業種に先んじて自分たちの行動で示さなければなりません。そのためにも、食品リサイクルは重要であると考えます。

「食品を必要なときに必要なだけ必要なところへ届ける」社会的使命、社会的責任を負った、私たち加工食品卸売業が食品廃棄物等発生量を少しでも抑制し、食品循環資源を有効活用していくことは、上記のような点でも人間の生活を(間接的でも)支えているのではないのでしょうか。

些か大上段な視線からではありますが、私たちはそのような視点で食品リサイクル法対応の重要性を考えるべきであり、この法律に対応していく意義があるのだと考えています。

第三章 加工食品卸売業として食品リサイクルの進め方

1. 食品廃棄物等(食品循環資源)の有効活用

(1) 発生抑制

食品リサイクル法対応として、再生利用を進めようとする考え方が注目されています。それはそれで良いことと云えます。しかし、再生利用する目的で食品廃棄物等を発生させれば、なるほど再生利用等実施率は向上しますが、それは本末転倒と云えます。

そもそも食品廃棄物等が発生させなければ、再生利用等や廃棄処理をしなくても済む訳です。

つまり、環境負荷の低減及び廃棄物費用負担の削減の観点から云うと、再生利用等を実施するよりも、食品廃棄物等の発生を抑制する方がまず先決と云えます。

① 各食品関連業者の食品廃棄物等の発生を抑制するための視点

具体的手法は、下表の通り食品流通のさまざまな段階で食品廃棄物等の発生抑制を行うことは可能です。自社の各事業場の事業活動毎にその特性に応じた方法を考えてみましょう。

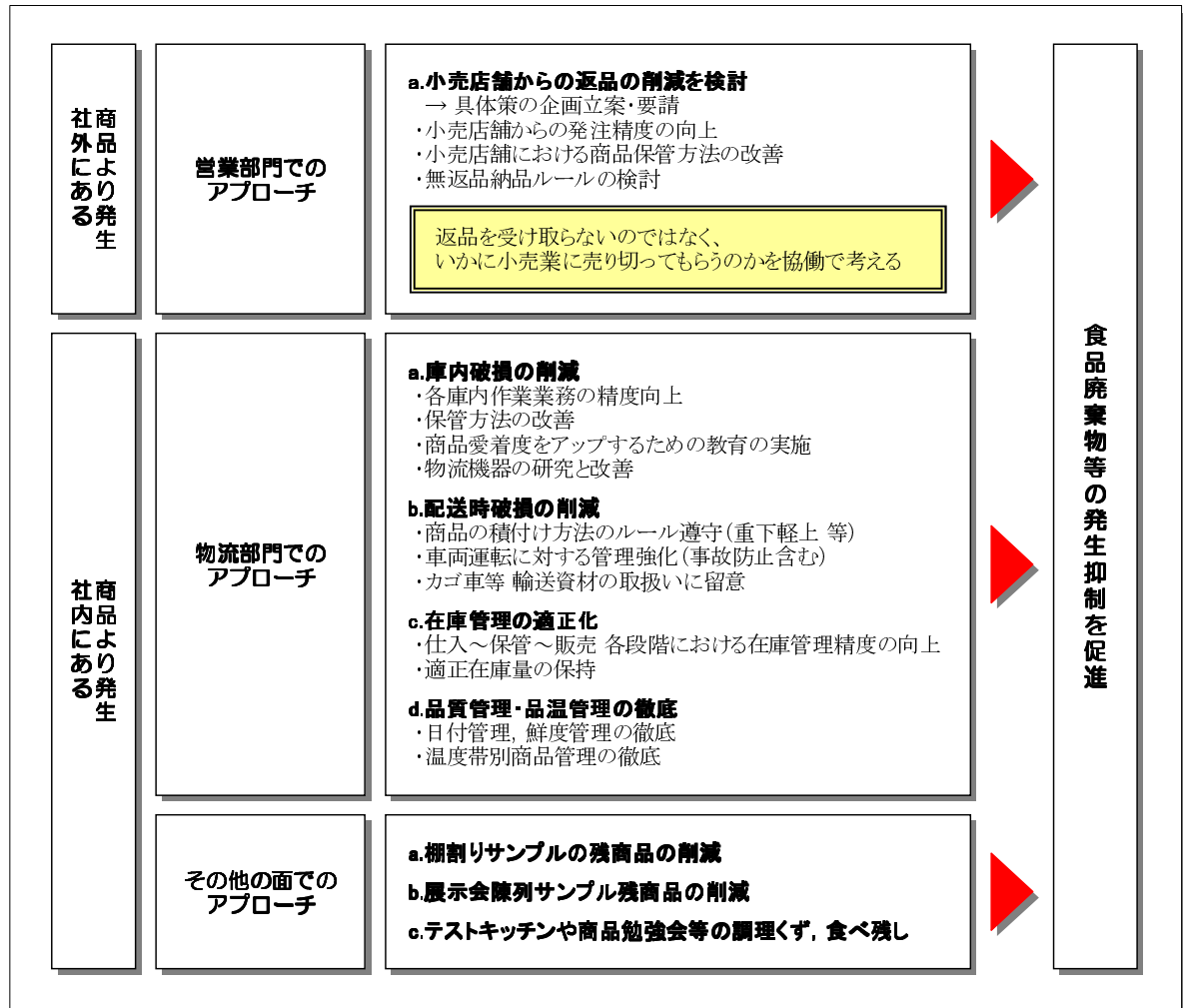
【図 3-1-①】事業活動毎の食品廃棄物等発生抑制の視点

食品を取扱う事業活動	食品廃棄物等の発生を抑制するための視点
製造、加工 	工程の見直し、改善を行い、原材料のロスを削減する。
流通 	温度管理その他の的確な品質管理を行うとともに、配送および保管の方法を見直し、改善を行い、食品廃棄物等の発生を防止する。
販売 	受発注管理の高度化、価格設定の工夫、仕入・販売方法の改善を行い、売れ残りを削減する。
調理 	調理方法を工夫、改善して調理くずを削減する。
提供 	メニュー、盛り付けなどを工夫して、食べ残しを削減する。

② 加工食品卸売業としての食品廃棄物等発生抑制策

加工食品卸売業が食品廃棄物等の発生抑制を進める際、次のような観点が考えられます。

【図 3-1-②】加工食品卸売業の食品廃棄物等発生抑制策の観点



加工食品卸売業では、前頁の図 3-1-② が示すように、さまざまな観点から食品廃棄物等の発生抑制を行うことが可能ですが、次に挙げる発生抑制と思われる手法については、注意が必要となります。

メーカーへの返品

卸売業から現物商品自体がなくなるので卸売業にとっては好都合かもしれませんが、社会全体で見ると発生抑制の解決策にはなっていません。
頻度や状況によっては、独占禁止法に抵触する可能性も認識しておかなければなりません。

社内販売(支給)

品質には問題がないのに包装不備などで商品価値を失った食品を、社員やパートタイム社員等に安価で販売している例もあります。
ただし、社販しても「死筋商品」が売れ残ったり、一度「タダ」にすると、安価でも売れなくなる等の「弱点」があります。

フードバンクの活用

品質には問題がないのに包装不備などで商品価値を失った食品の提供を原則として無償で受け、生活困窮者を支援しているNGO・NPO等である「フードバンク」を活用する会員企業もここ数年散見されます。
ただし、賞味期限切れ/消費期限切れ商品は取扱いできません。

アウトレット販売

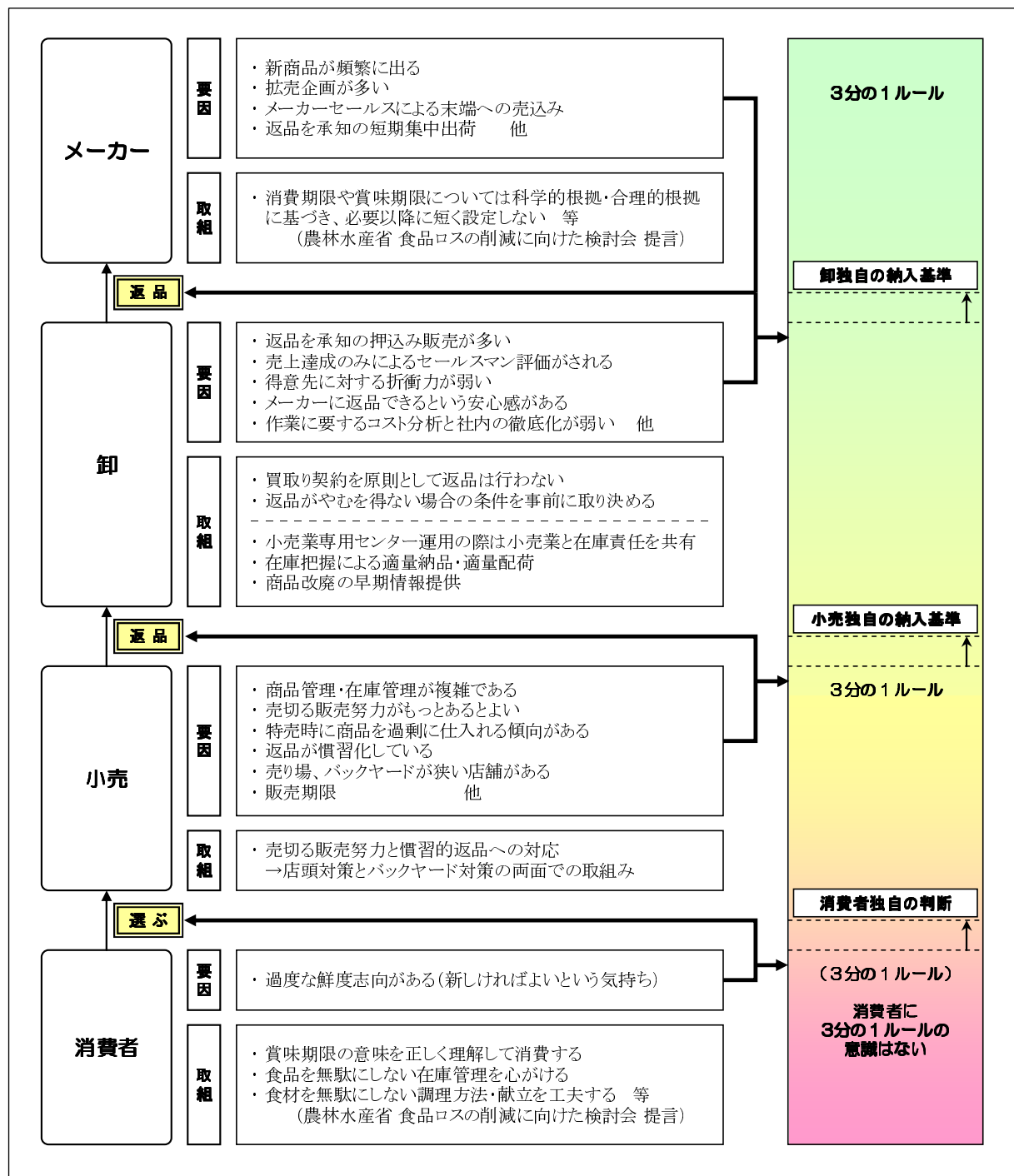
品質には問題がないのに包装不備などで商品価値を失った食品を、通常よりも安価に小売業に販売すること。
いわゆる「理由(わけ)あり商品」。
最近は特売の一種として行われており、生活者の認知度も高くなっていますが、食品廃棄物等の発生抑制手法と云えるかは微妙だと考えます。



出典: 写真は某小売店で撮影したものです。

COLUMN1：返品問題

食品廃棄物等発生の大きな要因の一つとして、サプライチェーンの各段階での「返品問題」が挙げられます。メーカー、卸売業、小売業ともに、それぞれの理由はあるにしても、この「食品のロス」が社会問題であり、各企業にとっても返品商品の整理や処理にはコストが発生することを踏まえ、製配販が情報を共有し、協力して、返品を削減していく努力が望まれます。



出典: 社団法人日本加工食品卸協会 平成 21 年度 返品問題の解決に向かって(実態調査の集計と分析) を基に作図

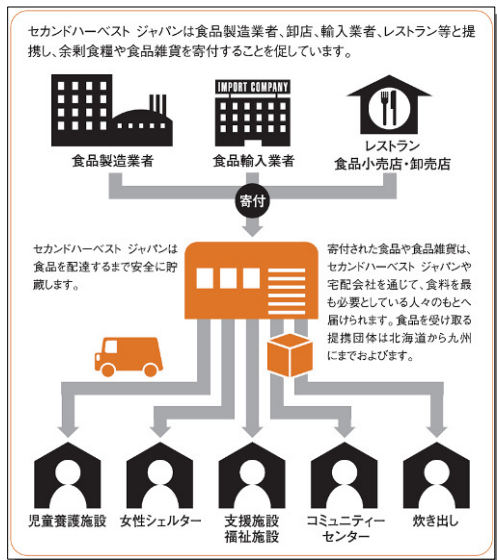
COLUMN2：フードバンク

昨今、フードバンクと呼ばれる NPO 法人等に商品を寄付する事例が増えています。

ここでは 2010 年 10 月に締結された「フードバンクガイドライン」の概要をご紹介します。

このガイドラインに締結調印した団体は、日本各地に 11 団体あります。

【フードバンクの全体像】



【目的: 利用者の満足の為に何をすべきか】

- 1 フードバンクシステムとは、食品関連企業より市場価値の無くなった食品等（以下、規格外等）の寄贈を受け、福祉施設や生活困窮者の支援団体に無償で届ける活動の場です。規格外等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくものです。
 - 2 フードバンク団体とは、情報を収集・整理し、伝達する役割を果たす当該システムの管理者となるものです。管理者は、利用者の利用上の利害を調整し、利便性向上を図ることを第一と考えます。利用者とは、食品関連企業等の寄贈者（以下、寄贈者）や福祉団体及び生活困窮者支援団体の受贈者（以下、受贈者）、寄贈食品を最終消費する福祉施設及び生活困窮者支援団体の支援対象者（以下、消費者）、食品を運搬する者、消費者へ直接手渡す手段を講じる者等関わる全ての者を当該システムの利用者（以下、利用者）と考え、その利用上の利害を調整し利便性向上を図ることを第一と考えます。
 - 3 協定締結フードバンク団体は、前項の者の意思を尊び、信頼関係とその関係継続を第一に考え、互いの役割とその組織の限界を理解した行動をいたします。
 - 4 協定締結フードバンク団体は、フードバンクシステムが新しい食品ロス削減策と新しい社会福祉供給策の担い手であること、食を通じた社会的セーフティーネットシステムであることを十分に認識し、その責任を負いながらシステム発展に寄与します。
 - 5 協定締結フードバンク団体は、以下の各項を寄贈者、受贈者及び消費者に対して本ガイドラインを通じ公約をするものであり、以って当該システムの品質を保証するものとして広く社会全体へ公表し、社会への理解を求めるものでもあります。

※ 上記「目的5」にある「以下の各項」については、下記 URL 内の「フードバンクガイドライン 2010」をご参照ください。

出典:セカンドハーベスト・ジャパンHP > ガイドライン http://www.2hj.org/index.php/what_is_j/Guideline_j

【セカンドハーベスト・ジャパン様への寄付の様子】



※ 展示会(商談会)展示サンプル商品をメーカー様から頂戴して、セカンドハーベスト・ジャパン様に寄付致しました。

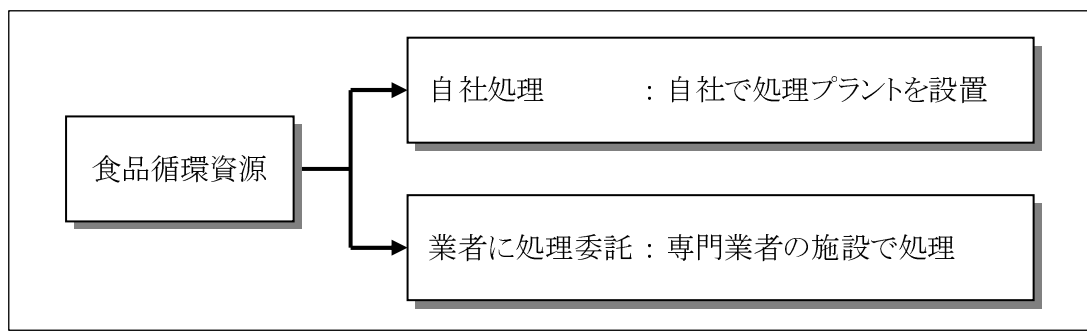
(2) 食品循環資源等の処理

① 食品循環資源等の処理は誰がやるのか

ある程度食品廃棄物等の発生が抑制できても、食品廃棄物等は発生してしまいます。

可能な限り食品循環資源として再生利用等を進めますが、自社で設備を設置して行うか、専門業者に処理委託を行うかのどちらかを選択することになります。

【図 3-1-④】食品循環資源等を処理する者



加工食品卸売業の場合、その多くは後者を選択することになるようですが、中には自社で処理設備を設置している会員企業もあります。

【事例紹介】

○ 三菱食品株式会社 埼玉菓子 DC(旧株式会社サンエス 埼玉ロジスティクスセンター)

自社センター内で発生する廃棄菓子類の一部を肥料化。

発生量に合わせて数種の大きさの処理機あり。可食部分の中身と包装を分別する機械も設置。2002年に設備費用約280万円(公費補助あり)で導入。

1日当たり食品循環資源を25kg投入し、1ヶ月500～600kgの肥料を製造(消滅型)。

肥料は業者に売却。

1.5ヶ月に一度の肥料回収時にメンテナンスを行い、通常はバイオ(食品循環資源を発酵させる菌)の投入が必要。

【外観】



【肥料化处理機】



② 食品廃棄物等は廃棄物処理法上、何に当たるのか

食品廃棄物等を他者に処理委託する場合、それらを食品循環資源として排出する場合においても、排出者側が「処理費用を支払っているのであれば、有価物とはならず、廃棄物と考えるのが一般的です。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の種類の中に「動植物性残渣」という分類がありますが、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページや自治体のパンフレット等には次のような内容の業種指定についての記述があります。

動植物性残渣(業種指定:特定の事業活動に伴うもの)

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

加工食品卸売業は食料品製造業ではありませんので、私たち加工食品卸売業が事業活動で発生させる食品廃棄物等は基本的に産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物となります。

ただし、自治体により産業廃棄物として処理が必要な場合がありますので、食品廃棄物等が発生させる事業場の管轄自治体や、廃棄物処理業者に問合せの上、確認が必要です。

③ 登録再生利用事業者

食品廃棄物等のうち、食品循環資源を専門に取扱い、食品循環資源を原材料とする肥飼料、その他政令で定める製品(特定肥飼料等)の製造を業として行う者で、主務大臣の登録を受けた事業場を有する業者を登録再生利用事業者と呼びます。

食品循環資源の処理を委託する場合には、登録再生利用事業者に委託することが望めます。

巻末に登録再生利用事業者の一覧を記載致しました(P48-P51)ので、ご参照願います。

また、登録再生利用事業者と云えども、相手方との電話や文書のみでのやりとりによる判断だけ契約を締結するのではなく、業者施設の現地確認は必要不可欠となります。

なお、登録再生利用事業者と処理委託契約をした場合、その登録再生利用事業者が廃棄物収集運搬許可を持っていない場合があります。その際は別途収集運搬業者との委託契約が必要となります。

ATTENTIONS !

私たち加工食品卸売業者が発生させた食品残渣を再生利用するためには、可食部分の中身(食材)と容器包装を分別することが必要で、私たち加工食品卸売業者か、処理業者のどちらかがこの「食材と容器包装の分別作業」を行わなければなりません。

実際は、私たち加工食品卸売業の現場でその分別作業を行うことは種々の点で難しく、処理業者に委託する場合があります。

処理業者に委託した場合は、その作業費用が委託料金に上乗せされるため、食品循環資源の処理料金は廃棄物処理料金よりも高くなるのです。

ATTENTIONS !

登録再生利用事業者の中には、加工食品卸売業が排出する食品循環資源を処理できない事業者もありますので、登録再生利用事業者に直接問合せが必要です。

(例) ・「鮮魚のあら」や「内臓肉」のみを処理する事業者

・包装容器と中身を完全に分離しないと受け入れない事業者

・塩分/油分の高い食品循環資源は受け入れられない事業者 等々

④ 廃棄物処理業者(収集運搬業, 処分業)

食品廃棄物等の処理委託は必ず「再生登録利用事業者でなければならない」という訳でもありません。産業廃棄物処理業許可証に「動植物性残渣」と記載がある通常の廃棄物処理業者(収集運搬業者、および処分業者)であれば、これらの業者に処理委託しても差し支えありません。

現状取引がある業者に「動植物性残渣」の処理許可があるかを確認するのも一策と云えます。

ただし、通常の廃棄物処理業者への処理委託と同様に、**収集運搬業者、および処分業者と各々一対一の処理委託契約を締結**の上、食品廃棄物等进行处理するようにしましょう。

なお、昨今の廃棄物処理法と関連自治体条例で求められている場合も多いので、廃棄物処理業者についても、業者施設の現地確認は必ず行うようにしましょう。

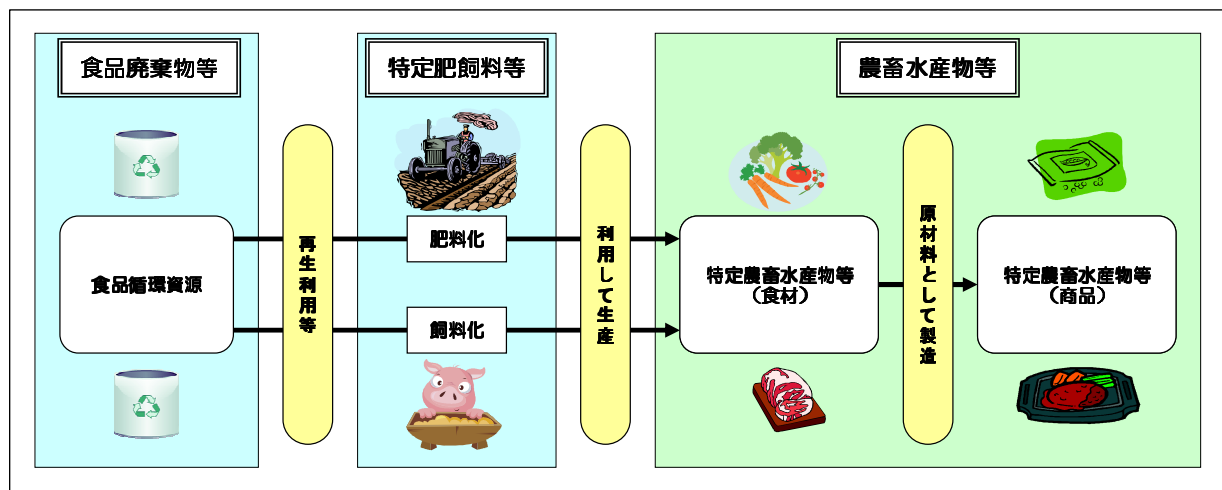
⑤ 特定肥飼料等と特定農畜水産物等

特定肥飼料等とは、食品リサイクル法で定義されているもので、食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品を指します。

主に、再生利用等で製造された肥飼料のことと考えて戴ければよいでしょう。

この特定肥飼料等を利用して生産された農畜水産物、または農畜水産物を原材料として製造された食品で、使用された農畜水産物のうち、特定農畜水産物等の重量割合が、50%以上のものを特定農畜水産物と呼びます。

【図 3-1-⑥】特定肥飼料と特定農畜水産物



⑥ 再生利用事業計画認定制度

食品廃棄物等の排出者(食品関連事業者)、特定肥飼料等の製造業者(再生利用事業者)およびその利用者(農林漁業者等)が、共同して再生利用についての計画を作成し、認定を受けた場合、廃棄物処理法や肥料取締法・飼料安全法の特例(製造販売等の届出を重ねて行うことが不要となる)が認められます。

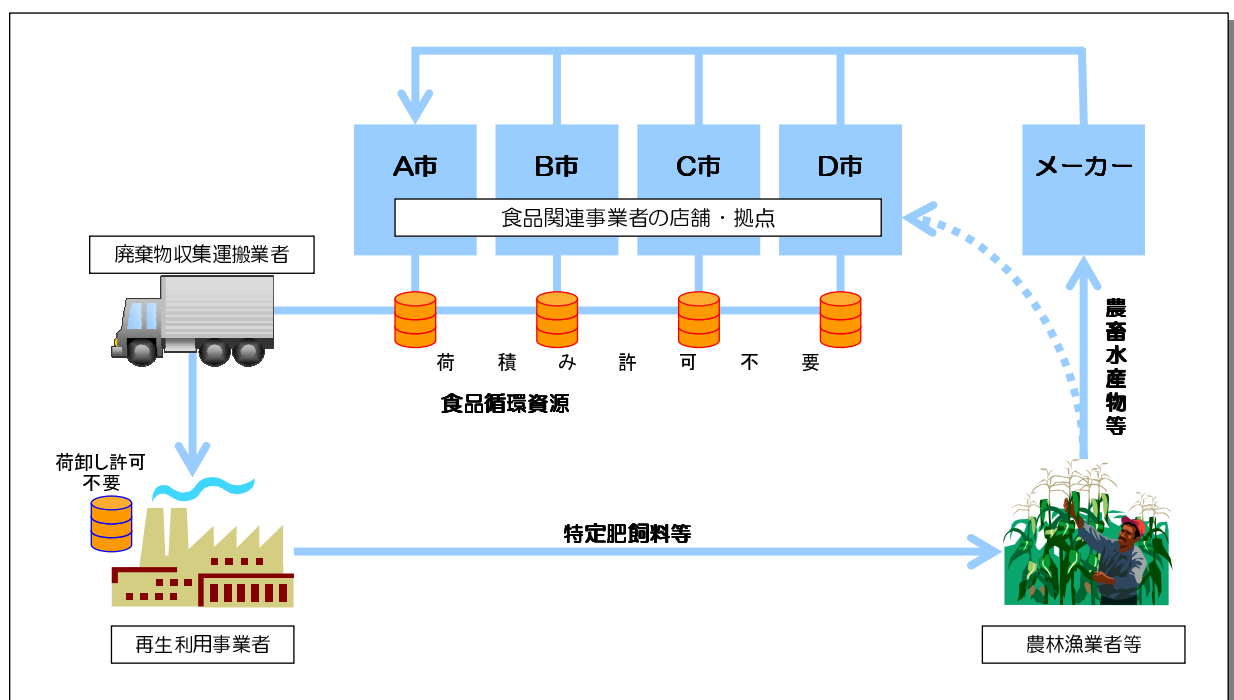
この認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、廃棄物処理法にもとづく一般廃棄物収集運搬業の許可が不要(荷積み地・荷卸し地(積み替え保管を含む)での市町村からの業許可が不要)になります。これにより、廃棄物収集運搬業者は複数の自治体を跨いで設置されている食品関連業者の拠点を巡回して食品循環資源を回収することが可能となります。

食品関連事業者の立場から云うと、は食品循環資源を市町村の区域を越えて広域的に収集することができるため、低コストで効率的な再生利用の取組を行うことが可能となります。

しかしながら、食品循環資源の収集運搬業者は上記の廃棄物処理法に基づく特例は認められるものの、一般廃棄物収集運搬業者とみなされることには変わりありません。

不法行為に対する罰則の適用を含め、「一般廃棄物処理基準に従う義務」、「帳簿の記載および保存の義務」、「市町村長による改善命令」等の規制の対象になります。

【図 3-1-⑦】再生利用事業計画認定による特例



なお、加工食品卸売業では製造部門を保有しない限り、特定肥飼料等を使用した農畜水産物、すなわち特定農畜水産物等を農林漁業者等から直接引き取ることは多くありません。

多くの場合は特定農畜水産物等を使用して製造された商品を取り扱うことになるので、再生利用事業計画の認定を受けるには注意と工夫が必要となります。

(3) 再生利用等

食品循環資源の再生利用等については、下表のような処理法があり、登録再生利用事業者や廃棄物処分業者により取り扱う処理法が異なるので、必ず確認しましょう。

【表 3-1-①】再生利用処理方法別適応商品

処理方法	何を製造するのか	処理に向く	処理に向かない
飼料化	養豚/養鶏用飼料(粉状飼料・液飼), 配合飼料原料	食品全般	香辛料や塩分の強いもの
肥料化	堆肥, 有機肥料	食品全般	香辛料や塩分の強いもの, 飲料
油脂化・油脂製品化	食品添加油等燃料製品以外の飼料利用が主	廃サラダ油等	飲料等無機物
メタン化	メタンガス	食品全般	粉類, ガム, 缶詰など
炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	石炭代替固形燃料, 脱臭剤, 吸湿剤, 土壌改良資材	食品全般	飲料等無機物
エタノール	自動車用燃料(バイオガソリン)	澱粉質を含むもの	飲料等無機物
熱回収	熱, 電気, 蒸気	食品全般	飲料等無機物

(4) 熱回収

食品廃棄物等を発生抑制させ、それでも発生したものを再生利用(前頁表参照)しようとしたのに、適切な業者が見つからなかった場合は、熱回収によりサーマルリサイクルを行うことになります。熱回収とは、食品廃棄物を、自ら、又は第三者に委託、ないし譲渡により熱を得ることに利用することです。

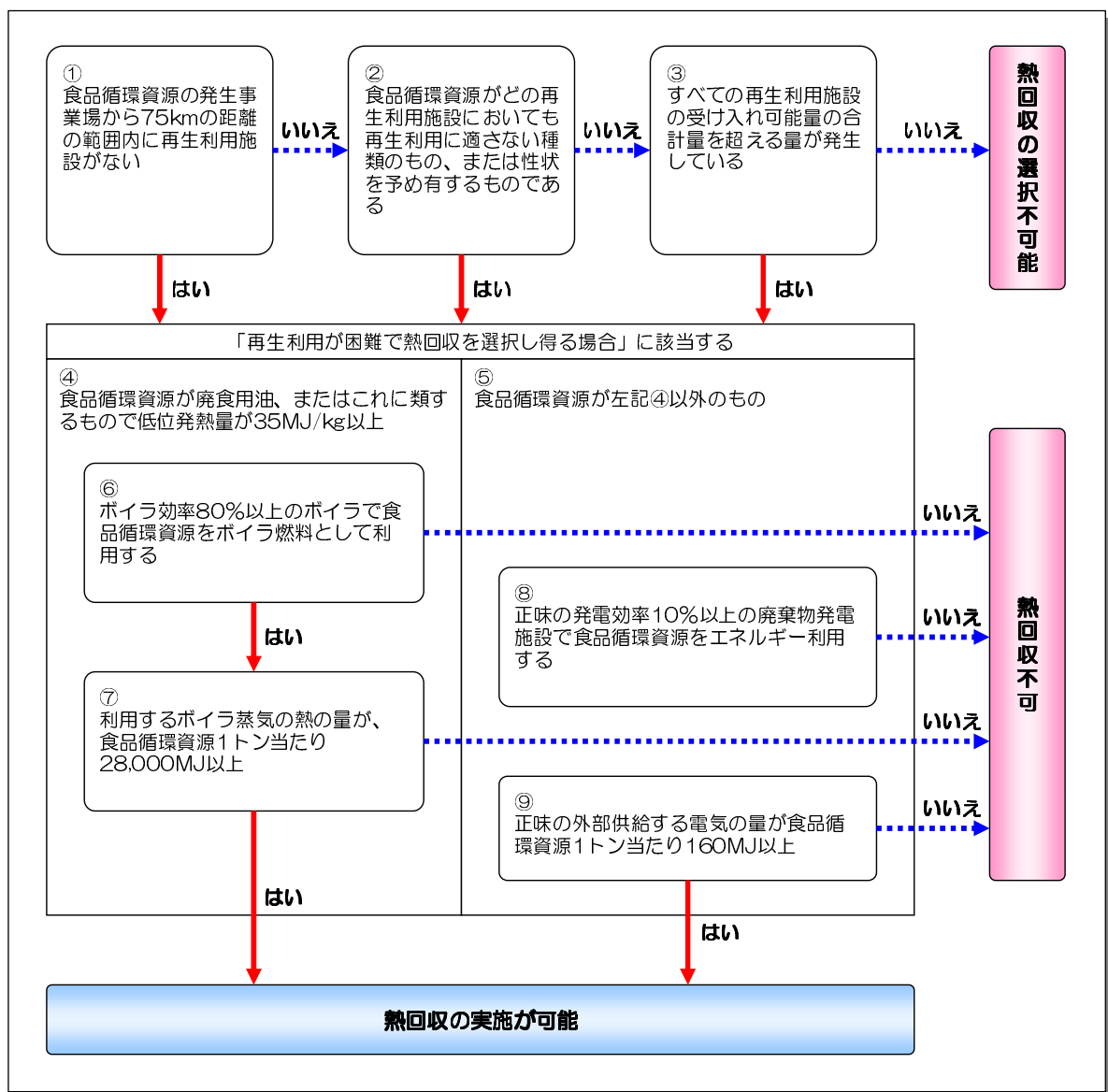
① 熱回収を行う際の条件

食品廃棄物等の熱回収は、単純に焼却して熱エネルギーを得れば良いものではありません。以下に掲げる省令(熱回収省令)の基準すべてに適合していることが必須条件になります。

- 当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径 75km圏内に存在しないこと。
- 熱回収処理によって得られる熱、又は電気の量が食品循環資源1トン当たり 160MJ 以上であること。
ただし、廃食用油等の場合は、食品循環資源 1トン当たり 28,000MJ 以上であること。
- 再生利用施設の立地状況や食品循環資源の性状、熱回収を行う施設の名称等を把握し記録すること。

② 熱回収実施の検討手順

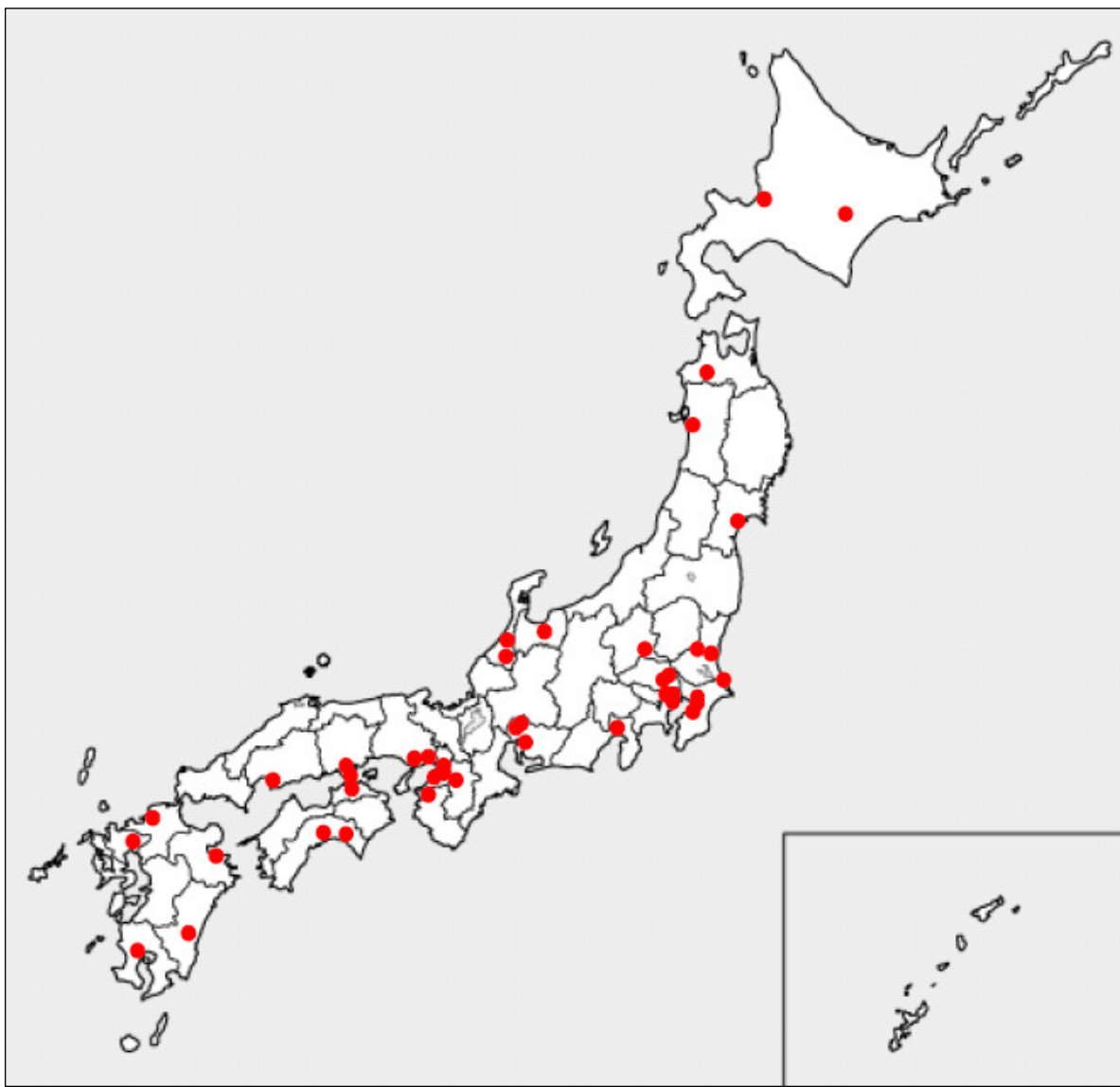
【図 3-1-⑧】熱回収実施のためのフローチャート



③ 加工食品卸売業における熱回収の実現性

上記の「熱回収を行う際の条件」は非常に厳しいものであり、食品循環資源を熱回収する施設がそれほど多くは存在していないことや、廃棄物処分業者の中には動植物性残渣の処理業許可を所有している業者が存在していることを考えると、実際に加工食品卸売業の各事業場では食品循環資源を熱回収させることは、現時点ではかなり難しいと云えます。

【図 3-1-⑨】熱回収が認められる可能性のある食品廃棄物の熱回収施設位置図



※ 上図施設の団体名等については、参考資料(P49)「熱回収が認められる可能性のたる食品廃棄物の熱回収施設」をご参照願います。

(5) 減量

食品廃棄物等の発生を抑制し、食品循環資源として有効活用できるものを再生利用し、さらに再生利用できないものを熱回収した後、それでも食品廃棄物は発生します。

これらの食品廃棄物の多くは水分が多く含まれていて腐敗し易いため、「脱水」、「乾燥」、「発酵」、「炭化」などにより「減量」を行ってから処分することが賢明です。減量を行った場合、処分する食品廃棄物の重量が激減しますので、処理委託コストも削減できることになります。

なお、食品リサイクル法では、減量とは発生抑制のことを指すものではありません。

【表 3-1-②】食品廃棄物の減量処理方法の概要

減量方法	食品廃棄物の処理方法の概要
脱水	食品廃棄物を遠心分離器等で水分を除去する
乾燥	食品廃棄物に温風で吹きかけて水分を除去する
発酵	食品廃棄物に発酵菌を混入して、残渣を分解する
炭化	食品廃棄物を高温の無酸素状態に置き、炭素分以外の物質を蒸発させる

一般的に減量はレストランなどから発生する食べ残しや調理くず等の生ゴミ系の食品廃棄物について必要な措置であると思われるようですが、私たち加工食品卸売業から排出するレトルト食品、缶詰、調味料、嗜好品等の食品廃棄物も、容器から取り出した場合は、上記の生ゴミ系の食品廃棄物と同様に水分が多く含まれています。

可能であれば私たち加工食品卸売業も食品廃棄物の減量を行なうことが良策と云えます。

しかし、脱水、乾燥、発酵、炭化などの処理機(所謂「業務用生ゴミ処理機」:最近では水分だけではなく、食品廃棄物自体も水と二酸化炭素に分解するような機種も見られるようです)は、高額で重装備の機器であり、水分を除去した後の排水の適正処理や臭気等、環境上の問題を発生させるがあります。また、加工食品卸売業の場合、定常的に食品廃棄物が発生することが少ないため、食品廃棄物処理機の自社導入にはなかなか至らない場合が多いと思われます。

やはり、私たち加工食品卸売業にとっては、廃棄物処理法に則り、正しい処理を行う再生利用事業者や廃棄物処理業者に処理委託することが確実な方法と云えます。

しかも、食品廃棄物等の全量を処理業者に処理委託してしまうのですから、食品廃棄物を減量するのではなく、発生抑制を進めて発生量と処理委託コストを削減するべきと考えます。

(6) 廃棄処理

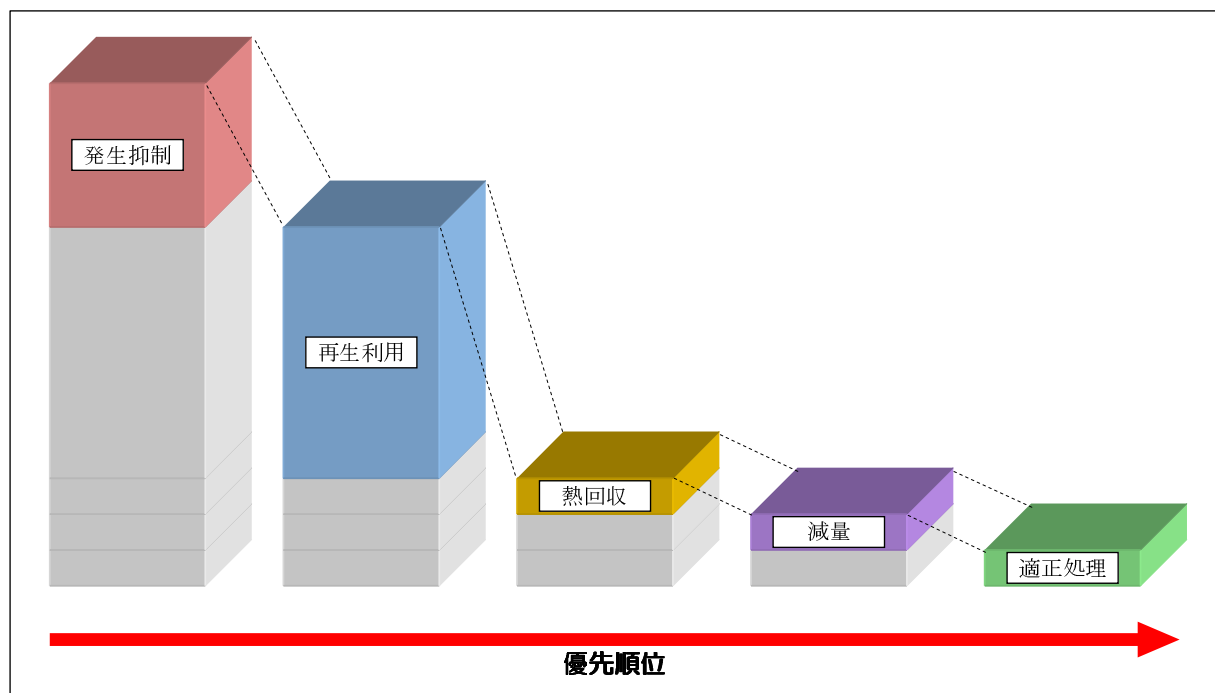
食品廃棄物等を廃棄処理するのは、私たち加工食品卸売業の食品リサイクル法対応の最終手段です。食品廃棄物等の発生抑制量を増やし、再生利用等を行い、可能な限り減量を実施してそれでも残ってしまった食品廃棄物は廃棄物処理法に則り、正しい処理を行う再生利用事業者や廃棄物処理業者に処理委託するしかありません。

2. 食品リサイクル実践時の注意点

(1) 再生利用等の優先順位

食品リサイクル法は、「循環型社会形成推進基本法」に定める循環型社会の形成についての基本原則に基づき、食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位を定めています。再生利用や熱回収を行う前にまず「発生させない」努力をすることが必要です。「食品廃棄物等を発生させなければ再生利用も熱回収も廃棄もしなくて済む」と云う考え方をするようにしたいものです。

【図 3-2-①】食品廃棄物等の処理イメージ図



(2) 注意点

① 業者との処理委託契約必須

食品廃棄物等を再生利用するにも、廃棄物処理するにしても、自社で行わずに他者（廃棄物処理業者等）に委託をするのであれば、かならず廃棄物処理委託契約の締結が必要となります。念のため、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の契約を締結しておく心安心です。

② 食品廃棄物等処理施設の現地確認

また、2010 年度に廃棄物処理法の改定があったため、廃棄物処理施設の現地確認を義務付ける自治体が増えています。法規制遵守と云う意味もありますが、自社で排出した食品廃棄物等が処理されている施設が、どのような場所に立地していて、私たちが排出した食品廃棄物等がどのように処理されているのか、また、その食品廃棄物等からどのような特定肥飼料が製造されているのか、言い換えれば「食品廃棄物等のトレーサビリティ」を実際に確認しておくべきです。

3. 定期報告書作成時の注意点

(1) 様式

食品リサイクル法定期報告書の様式(エクセルファイル)は、次のサイトに掲載されていますので、各自ダウンロードして使用します。マクロが組み込まれているので、様式の作成要領に沿って数値を入力していきます。なお、様式は年度により変更になることがありますので、下記サイトを確認して最新の様式を使用するようにします。

農林水産省ホームページ

「食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における報告方法等について」

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html

(2) 業種区分について

2012 年(平成 24 年)4 月より、今までの 27 業種区分から 74 業種区分に変更になり、2012 年度実績の定期報告からは新しい 74 業種区分毎に数値を集計することになります。

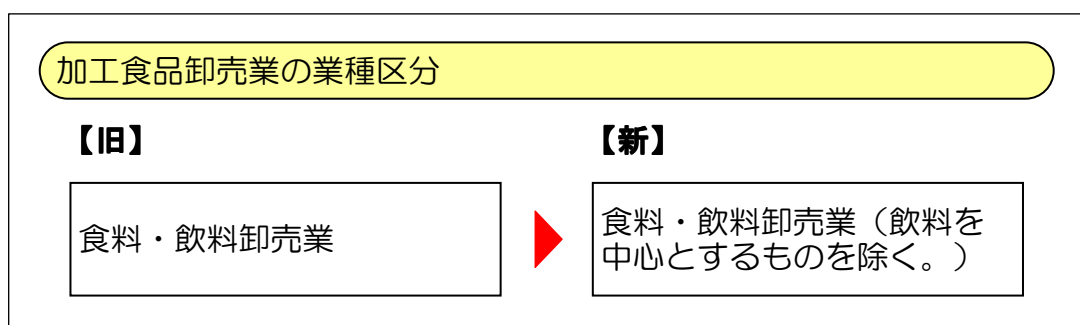
加工食品卸売業の場合、所謂「卸売業」事業の業種区分は、

「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)」

になります。

そのほかに小売業事業や製造事業についても業種区分が細分化されているものがありますので、これらの事業部門がある会員企業は、再度業種区分を確認の上、数値集計をお願い致します。

【図 3-3-①】食品リサイクル法定期報告書における加工食品卸売業の業種区分



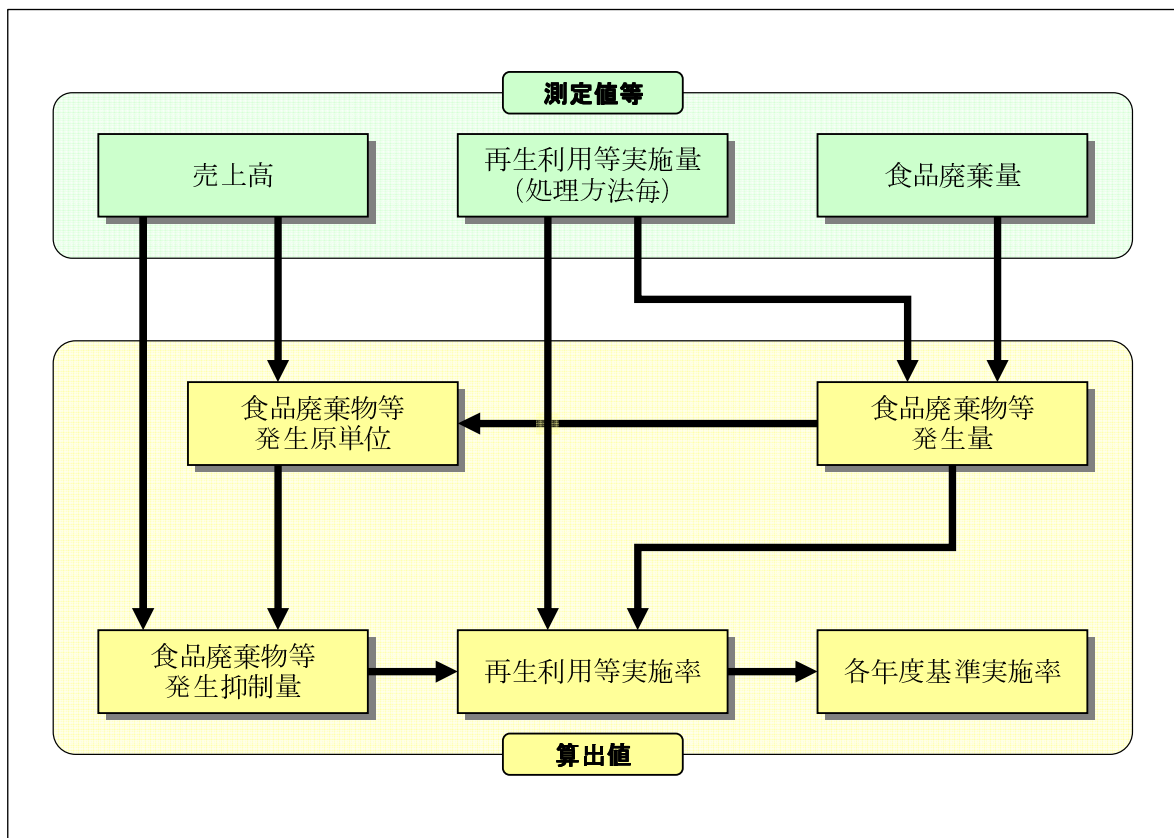
(3) 算出法

① 食品リサイクル法定期報告書の作成時に必要となる数値、算出される数値

食品リサイクル法では下図のような数値を計測して、指標数値を算出します。

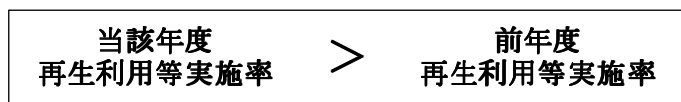
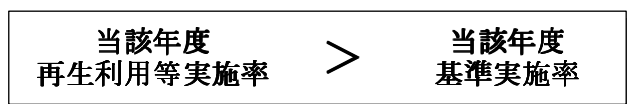
各数値の算出方法については、前述の第2章 3. 食品リサイクル法により加工食品卸売業が求められているもの (6) 食品リサイクル法における指標の算出(P16-21)を参照願います。

【図 3-3-②】食品リサイクル法における各種数値相関図



② 再生利用等実施率

再生利用等実施率は、当該年度の基準実施率を上回っているか、前年度実績を上回っているかがポイントとなります。



③ 食品廃棄物等発生量

食品廃棄物等発生量は、前年度実績を下回ることを目標とします。

④ 業種別発生抑制原単位

業種別の発生抑制原単位は、前年度実績を下回ることを目標とします。

加工食品卸売業の目標値は、前述 (P24 参照) の通り 4.78kg/百万円となります。

⑤ 食品廃棄物等発生原単位

食品廃棄物等発生原単位は、食品廃棄物等発生量を食品廃棄物等発生量と密接な関係を持つ値で除した数値ですが、加工食品卸売業は、食品廃棄物発生量と密接な関係を持つ値として売上高(単位:百万円)を可能な限り使用するよう指定されています。

$$\text{食品廃棄物等発生原単位} = \frac{\text{発生量(トン)}}{\text{売上高(百万円)}}$$

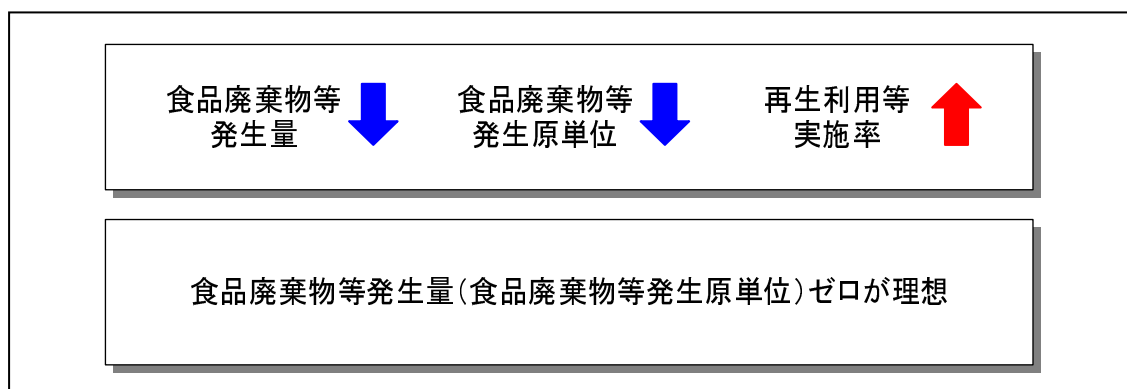
⑥ 食品廃棄物等発生量と密接な関係を持つ値を:売上高

食品廃棄物等発生量と密接な関係を持つ値である売上高は、自社内で定義して(何を売上高とするのかを決めて)戴くことと致します。ただし、その定義は毎年度同じものであることと致します。

⑦ 各指標の理想値

上記の食品リサイクル法関連の各指標は、下図の通りの傾向になることが求められます。また、食品廃棄物等発生量がゼロであることが理想となります。

【図 3-3-③】食品リサイクル法関連指標の目指すべき方向性



(5) 提出先

① 定期報告書の宛先

基本的に加工食品卸売業の場合、定期報告書の提出先は農林水産大臣と環境大臣ですが、以下の業種区分を事業展開していて、定期報告書記載する数値をその業種区分毎に集計している場合は、上記の他、展開している事業を所管する省庁にも提出が必要となります。

例)	製造部門	:	経済産業大臣	
	小売部門	:	経済産業大臣	
	酒類卸売部門	:	財務大臣	等々

つまり、定期報告書の宛先は、加工食品卸売業の場合最低2ヶ所ですが、卸売業以外の部門がある場合は3ヶ所以上となります。

② 定期報告書を提出する場所

定期報告書は各省庁の本庁ではなく、本社等の所在地を管轄する地方局に提出します。

食品リサイクル法では、加工食品卸売業は本社等の所在地を管轄する地方農政局農政事務所に上記の必要部数を提出することになります。定期報告書は各地方農政局から他省庁へ回付されるので、地方環境事務所等、他の省庁への提出は不要となりました(2012 年現在)。

(6) 提出方法

毎年 6 月末日(6 月末日が土曜日、日曜日の場合はその前日、および前々日)に前年度分の実績を記載した定期報告書を提出します。提出方法は次のどちらでも結構です。

1. 直接、地方農政局農政事務所に持参する
2. 地方農政局農政事務所に郵送する

ATTENTIONS !

1. 郵送の場合

郵送で提出する際は、定期報告書のエクセルファイルを CD-R 等の電子記録媒体に保存して、書面による定期報告書に同封します。

→ 後日、修正があった場合、書面での再提出が最小限で済みます。

2. 「提出用本紙」のほかに「自社用控え」を用意して 2 部提出する

自社内に提出した「証拠」を残すために、定期報告書を 2 部用意し、1 部は「本紙」として農政局に提出し、もう一つは「控え」として、当局の受領印を押印して戴いたものを保管します。これは地方農政局に持参した場合でも、郵送する場合でも行っておくといでしょう。

4. 一人の生活者として食品リサイクルへの心がけ

私たち加工食品卸売業は食品関連業者ですので、所謂「職務」として在庫商品等を大切に取り扱い、発生抑制や再生利用を進めていくことは非常に重要ですが、その加工食品卸売業に勤務する役職員にも「食品を大切にする気持ち」がなければ、発生抑制や再生利用にも身が入らないのではないのでしょうか。そこで、加工食品卸売業に勤務する役職員が一人の「生活者」として、食品関連事業者以外の企業等に勤務している方や子供たちの「お手本」となるように、心がけなければならないことは何でしょうか。

(1) ムダの排除

① 買いすぎない

食品を購入する際は、調理する量や食べきれの量を考えて買うようにしましょう。

私たちは特売の時には、食品をいつもより数を多く買ったり、すぐ必要ではない食品を買ったりしてしまいますが、余計に買った食品は、棚や冷凍冷蔵庫に入れたきりになって傷んでしまうため、これらが食品廃棄につながります。青果などはバラ売りを利用するのもよいでしょう。



② 作りすぎない

調理をする時はできるだけ食べきれの分だけ作って、食べきれの分だけ食卓に並べるようにします。

献立を工夫して調理する、調理したものはできるだけ早めに食べてしまう、と云ったことでも食品廃棄を減らすことができます。



③ 頼みすぎない

外食をする時に、食べきれないほどの数の料理を注文したり、無理して大盛を注文したりする人はいませんか。注文した料理を全部食べきれないと、飲食店での食品廃棄量が増えるだけでなく、オサイフにも優しくないのです。腹八分目となるようにして食事を楽しみましょう。



出典：農林水産省（財）食品産業センター 食品リサイクル法パンフレット平成18年度版 改

(2) 食料・食品への感謝の気持ちを忘れない

食べものを食べるときに感じる幸せは、誰もが感じることができます。

また、食料・食品は他の生物の生命を戴くものであることは、誰もが幼少時に習ったことです。

食料・食品を「いただく」幸せと感謝の気持ちがあれば、食品廃棄は少なくなるはずです。

第四章 参考資料

1. お役立ち情報

ATTENTIONS!

第四章 参考資料に掲載の URL や省庁の部署等は変更になる場合がありますので、ホームページ等を再確認するか、検索エンジン等で最新の情報を入手しましょう。

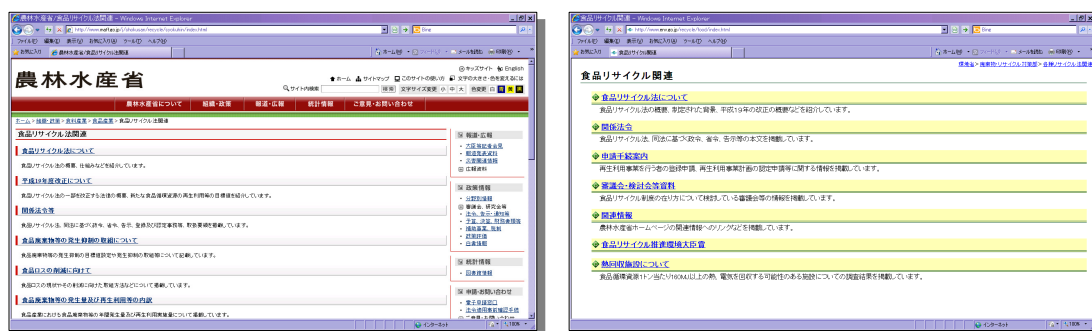
(1) 食品リサイクル法に関するホームページ

① 農林水産省 食品リサイクル法関連ホームページ(平成 24 年 8 月 31 日現在)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/index.html>

② 環境省 食品リサイクル法関連ホームページ(平成 24 年 8 月 31 日現在)

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

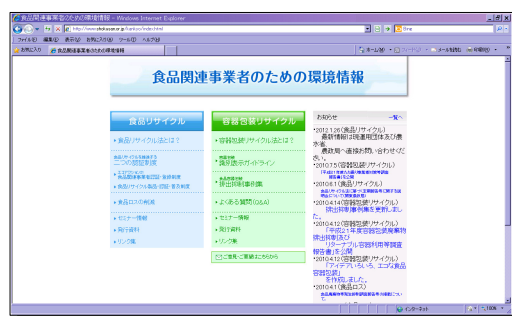


③ 財団法人 食品産業センター ホームページ(平成 24 年 7 月 31 日現在)

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/index.html>

食品リサイクル法パンフレット(平成 20 年度版)

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/shoku/index.html>



(2) 登録再生利用事業者一覧(平成 24 年 2 月 29 日現在) NO.001 - NO.044(北海道－埼玉県)

CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	URL	登録年月日	登録の有効 期限	再生利用事業の内容				再生利用事業を行う 事業場の所在地
							飼料	肥料	油脂	炭化メタン	
001	01	1	北海道ケミカル株式会社	http://www.hokkaido-chemical.com/	H22.04.15	H27.04.14		○			北海道千歳市
002	01	02	早栄工業株式会社	http://www.hayakita.co.jp/	H22.04.15	H27.04.14		○			北海道勇払郡安平町
003	01	03	株式会社御路ハイメール	-	H22.11.28	H27.11.27	○	○			北海道釧路市
004	01	04	リサイクルファクトリー株式会社	http://www.r-fact.com/	H20.05.26	H25.05.25		○			北海道千歳市
005	01	05	株式会社御路厚生社	http://www10.ocn.ne.jp/~kousei/	H21.12.17	H26.12.16		○			北海道釧路市
006	01	06	北海道衛生工業株式会社	-	H23.02.10	H28.02.09		○			北海道恵庭市
007	01	07	株式会社久保田組	http://www.kubota-gumi.jp/	H24.01.16	H29.01.15		○			北海道苫小牧市
008	02	01	相模物産株式会社	http://www.souwa.jp/	H19.11.28	H24.11.27		○			青森県上北郡東北町
009	02	02	佐々木総業株式会社	http://www.sasaki-isougyou.com/	H23.02.10	H28.02.09		○			青森県八戸市南郷区
010	03	01	有限会社オーガニック金ヶ崎	http://www.kkshinko.co.jp/en/news/kanegasaki.html	H19.03.15	H24.03.14		○			岩手県胆沢郡金ヶ崎町
011	03	02	有限会社岩手環境事業センター	-	H19.10.01	H24.09.30		○			岩手県北上市
012	03	04	株式会社バイオマス・パワー・しずくし	http://www.koiwai.co.jp/guide/rakuno_2.html	H23.11.08	H28.11.07		○		○	岩手県岩手郡雫石町
013	04	01	株式会社新興	http://www.kkshinko.co.jp/	H20.06.30	H25.06.29		○			宮城県仙台市泉区
014	04	02	日本環境株式会社	-	H21.12.20	H26.12.19		○			宮城県白石市
015	04	05	ジャパンサイクル株式会社	http://www.japancycle.com/	H19.03.13	H24.03.12		○			宮城県大崎市
016	04	06	佐藤工業株式会社	http://www.satokogyo.co.jp/	H21.04.08	H26.04.07		○			宮城県宮城郡利府町
017	06	01	株式会社丹野	http://www5.ocn.ne.jp/~kktanno/	H19.03.15	H24.03.14		○			山形県上山市
018	07	01	株式会社辰巳屋	http://tatsumiya.biz/index.html	H19.03.15	H24.03.14		○			福島県東白川郡矢祭町
019	07	02	株式会社平和物産	http://www.amarc.co.jp/infosanpu/	H23.03.30	H28.03.29		○			福島県須賀川市
020	07	04	株式会社タカヤマ	http://www.takayama.org/	H20.03.07	H25.03.06		○			福島県双葉郡富岡町
021	07	05	株式会社東日本興産	-	H21.09.15	H26.09.14		○			福島県福島市
022	08	03	農事組合法人むかし堆肥	http://yunan.co.jp/taishi/index.html	H21.12.20	H26.12.19		○			茨城県下妻市
023	08	04	有限会社八王子中村物産	-	H22.11.14	H27.11.13	○				茨城県坂東市
024	08	05	農事組合法人百姓倶楽部	http://cube2003.net/~kurabu/	H19.10.11	H24.10.10		○			茨城県下妻市
025	08	06	株式会社岩間堆肥	-	H19.10.11	H24.10.10		○			茨城県笠間市
026	08	07	有限会社コイケ	http://www.koikekai.com/	H20.03.12	H25.03.11		○			茨城県神栖市
027	08	08	有限会社瑞穂農場	http://www.mizuho-farm.co.jp/	H20.03.07	H25.03.06		○			茨城県常陸大宮市
028	09	01	有限会社稲垣飼料	http://www2.ueatv.ne.jp/~j-aguri/	H23.06.22	H28.06.21		○			茨城県坂東市
029	09	02	株式会社吉川油脂	http://www.y-yushi.com/	H19.03.15	H24.03.14		○	○		栃木県宇都宮市
030	09	03	関東有機肥料株式会社	http://www.hiryou.com/	H21.03.31	H26.03.30		○			栃木県那須塩原市
031	09	04	有限会社小林農産	http://foodvalley-tochigi.jp/172.html	H21.04.27	H26.04.26		○			栃木県那須塩原市
032	09	06	有限会社日光有機	http://www.nihonbark.jp/member.html	H21.07.23	H26.07.22		○			栃木県日光市
033	09	07	有限会社ドンカメ	http://www.donkame.net/	H22.09.17	H27.09.16		○			栃木県芳賀郡芳賀町
034	10	01	太陽農産株式会社	http://www.taiyou-nousan.jp/	H19.11.28	H24.11.27		○			群馬県前橋市小坂子町
035	10	02	有限会社奈良農場	http://www.narufarm.jp/	H21.02.26	H26.02.25		○			群馬県勢多郡富士見村
036	10	03	有限会社半藤油脂	http://www.hando-yushi.co.jp/	H21.03.16	H26.03.15		○	○		群馬県太田市
037	11	01	株式会社タカヤマ	http://www.takayama.org/	H21.04.27	H26.04.26		○			埼玉県児玉郡児玉町
038	11	02	株式会社ジェイ・アール・エス	http://jis-eco.com/	H22.11.28	H27.11.27		○			埼玉県所沢市
039	11	03	太誠産業株式会社	http://www.tieg.co.jp/	H23.02.06	H28.02.05		○			埼玉県狭山市
040	11	04	株式会社アイル・クリンテック	http://www.i-il-group.co.jp/icl/	H23.02.20	H28.02.19		○			埼玉県大里郡寄居町
041	11	05	株式会社八千代環境	http://www.yachiyo.biz/	H23.06.30	H28.06.29		○			埼玉県吉川市
042	11	06	株式会社富士商事	-	H19.01.26	H24.01.25		○			埼玉県入間市
043	11	07	よりんポスト株式会社	http://www.y-compost.co.jp/	H20.03.28	H25.03.27		○			埼玉県大里郡寄居町
044	11	08	株式会社神戸商店	http://kanbe.co.jp/	H20.08.06	H25.08.05			○		埼玉県三郷市

(2) 登録再生利用事業者一覧(平成 24 年 2 月 29 日現在) NO.045 - NO.089(埼玉県 - 静岡県)

CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	URL	登録年月日	登録の有効 期限	再生利用事業の内容	再生利用事業を行う 事業場の所在地
							飼料 肥料 油剤 油剤動炭化 メタン	
045	11	09	0	大田油脂産業株式会社	http://www.oota-yushi.co.jp/	H20.08.18		埼玉県八潮市
046	11	10	0	株式会社サニタリーセンター	http://www.sanitary.co.jp/	H20.10.20	○	埼玉県本庄市
047	11	01	0	株式会社環境サービス	http://www.alep.co.jp/company/index.html	H21.11.20	○	埼玉県大里郡寄居町
048	12	01	1	株式会社アジュー	http://www.fujikoh-net.co.jp/	H19.03.15	○	千葉県白井市
049	12	02	1	農事組合法人農業資源活用生産組合	-	H19.03.15	○	千葉県鎌子市
050	12	03	1	株式会社農業技術マーケティング	http://www.amc-apex.com/	H19.10.01	○	千葉県市川市
051	12	04	1	株式会社田久保飼料商事	-	H20.03.07	○	千葉県千葉市若葉区
052	12	06	1	みどり産業株式会社	http://www.17.ocn.ne.jp/~midoriin/	H20.09.26	○	千葉県長生郡長柄町
053	12	07	1	株式会社エコ・フード	http://www.ecofood.co.jp/	H22.11.28	○	千葉県匝瑳市
054	12	08	1	有限会社空間商事	http://kasama-jc.com/	H23.03.30	○	千葉県千葉市花見川区
055	12	10	0	有限会社ブライドビック千葉	http://brightbig.co.jp/	H19.06.26	○	千葉県旭市
056	12	12	0	不二産業株式会社	-	H20.03.12	○	千葉県富津市
057	12	13	0	ジャパネリサイクル株式会社	http://www.japan-recycle.co.jp/	H21.02.02	○	千葉県千葉市中央区
058	12	14	0	株式会社和郷	http://www.wagoen.com/main.html	H21.05.15	○	千葉県香取市
059	12	15	0	杉田建材株式会社	http://www.sugita-group.com/sugia_kenzai/index.html	H22.04.08	○	千葉県市原市
060	12	16	0	千葉緑環境システム株式会社	http://www.tnks.jp/	H22.09.17	○	千葉県旭市
061	12	17	0	株式会社ピー・アール・クリエイ	http://www.bi-create.com/	H23.01.06	○	千葉県旭市
062	12	18	0	中央飼料株式会社	-	H23.07.01	○	千葉県成田市
063	13	01	1	大誠産業株式会社	http://www.tieg.co.jp/	H20.04.07	○	東京都江東区
064	13	02	1	株式会社アズマ油脂	http://www.azuma-yushi.co.jp/index.html	H22.01.28	○	東京都墨田区
065	13	04	1	株式会社山正	http://www.yamashiro-net/index.html	H22.11.28	○	東京都墨田区
066	13	05	1	バイオエナジー株式会社	http://www.bio-energy.co.jp/	H23.03.10	○	東京都大田区
067	13	06	1	株式会社アルフォ	http://www.alfo.co.jp/	H23.03.31	○	東京都大田区
068	13	07	0	株式会社五十嵐商会	http://www.igarahisyoukai.co.jp/front/bin/home.html	H21.07.08	○	東京都北区
069	13	08	0	株式会社多摩フレックス	http://www.tamaflexa.com/	H21.07.08	○	東京都西多摩郡瑞穂町
070	13	09	0	株式会社京葉興業	http://www.keiyokogyo.co.jp/	H22.11.08	○	東京都江東区
071	13	10	0	平和飼糧株式会社	http://www.office-web.jp/heiwa-shiryou/pc/	H22.10.28	○	東京都墨田区
072	14	02	1	横浜市有機リサイクル協同組合	http://www.yokohama-yr.com/	H21.08.03	○	神奈川県横浜市中区
073	14	04	1	株式会社小田急ビルサービス	http://www.odakyu-bs.co.jp/	H23.03.03	○	神奈川県相模原市中央区
074	14	05	1	株式会社二見	http://www.futami.net/	H23.11.16	○	神奈川県小田原市
075	14	06	0	湘南有機リサイクル株式会社	http://www.sugiyama-s.co.jp/shonan/index.html	H20.02.13	○	神奈川県藤沢市
076	14	07	0	湘南エコファクトリーPFI株式会社	http://www.se-f-pfi.com/	H20.03.12	○	神奈川県藤沢市
077	14	08	0	株式会社アクト・エア	http://www.act-ea.co.jp/	H20.03.28	○	神奈川県愛甲郡愛川町
078	14	09	0	横浜環境保全株式会社	http://www.y-kankyo.co.jp/	H23.04.21	○	神奈川県横浜市中区
079	14	10	0	武松商事株式会社	http://www.takematsu.co.jp/	H23.05.10	○	神奈川県横浜市中区
080	15	03	1	株式会社サニーテック	-	H22.11.27	○	新潟県三条市
081	16	01	1	富山グリーンフーズリサイクル株式会社	http://www.tgfr.net/	H22.01.28	○	富山県富山市
082	17	01	0	株式会社スマク・アイ	http://www.tosmac.jp/	H22.03.03	○	石川県白山市
083	19	01	1	有限会社エコサイクルセンター	-	H22.09.30	○	山梨県南巨摩郡増穂町
084	20	01	1	株式会社小海・ンボース	-	H19.11.28	○	長野県佐久郡小海町
085	20	03	1	有限会社グリーンパワー	-	H23.11.16	○	長野県千曲市
086	20	04	0	直富商事株式会社	http://www.naotomi.co.jp/	H20.02.13	○	長野県長野市
087	21	01	0	自然応用科学株式会社	http://www.shizen-ok.co.jp/	H19.03.13	○	岐阜県本巣市
088	21	02	0	株式会社大地	http://www.daiti.co.jp/	H22.05.28	○	岐阜県瑞浪市
089	22	01	1	富士バイオテック株式会社	http://fuji-biotech.com/	H19.05.08	○	静岡県富士宮市

(2) 登録再生利用事業者一覧(平成 24 年 2 月 29 日現在) NO.090 - NO.134(静岡県 - 兵庫県)

CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	URL	登録年月日	登録の有効 期限	再生利用事業の内容	再生利用事業を行う 事業場の所在地
090	22	04	1	有限会社オカモラ	http://www.ecotech-okamura.com/	H22.03.03	H27.03.02	静岡県榛原郡金谷町
091	22	05	1	協同組合沼津水産開発センター	-	H22.11.28	H27.11.27	静岡県沼津市
092	22	06	0	富士長株式会社	-	H19.10.11	H24.10.10	静岡県牧之原市
093	22	07	0	株式会社杉山	http://www.k-sugiyama.co.jp/index.html	H20.09.02	H25.09.01	静岡県静岡市葵区
094	22	08	0	平金産業株式会社	http://www.hirakinsangyou.jp/	H23.02.28	H28.02.27	静岡県静岡市駿河区
095	23	01	1	有限会社タナカ興業	http://www.tees.ne.jp/~tanaka-k/	H19.03.15	H24.03.14	愛知県豊橋市
096	23	03	1	有限会社花丘商事	http://www.hanaka.biz/top.htm	H21.12.20	H26.12.19	愛知県豊田市
097	23	04	1	有限会社フジ商事	http://fujisyouji-k.co.jp/index.html	H22.04.15	H27.04.14	愛知県江南市
098	23	05	1	株式会社オカガワ農材	http://www.ogawa-nouzai.com/	H22.04.15	H27.04.14	愛知県田原市
099	23	07	1	株式会社小樹屋	http://www.konasuya.com/	H23.11.16	H28.11.15	愛知県弥富市
100	23	08	0	有限会社金子あらや商店	-	H19.03.06	H24.03.05	愛知県豊橋市
101	23	09	0	有限会社堀田畜産	-	H19.03.13	H24.03.12	愛知県豊田市
102	23	10	0	有限会社青山商店	-	H19.03.13	H24.03.12	愛知県額田郡幸田町
103	23	11	0	株式会社熊本清掃社	http://www.kumasei.com/	H19.03.13	H24.03.12	愛知県名古屋市中港區
104	23	13	0	ダイキン株式会社	http://www.daikinreco.co.jp/	H20.08.26	H25.08.25	愛知県稲沢市
105	23	14	0	株式会社ハーツ	http://www.i-p-g.jp/member/heartis.html	H21.06.08	H26.06.07	愛知県みよし市
106	23	15	0	財団法人魚アヲ処理公社	http://www.uoara.or.jp/	H21.07.08	H26.07.07	愛知県弥富市
107	23	16	0	東海ソーラース株式会社	http://www.tokai-solar.co.jp/	H21.09.02	H26.09.01	愛知県海部郡飛島村
108	23	17	0	中部有機リサイクル株式会社	http://www.chubu-ry.co.jp/	H22.02.17	H27.02.16	愛知県名古屋市中山区
109	23	18	0	株式会社井上牧場	-	H23.12.12	H28.12.11	愛知県東海市
110	23	19	0	株式会社ワールド・グリーン	http://www.worldclean.co.jp/	H23.12.19	H28.12.18	愛知県海部郡飛島村
111	24	01	1	有限会社三功	http://www.sankoh35.co.jp/	H20.09.29	H25.09.28	三重県津市
112	24	02	1	三重中央開発株式会社	http://www.dinsgr.co.jp/company/group_jmie_chuo4.html	H21.04.27	H26.04.26	三重県伊賀市
113	24	03	1	株式会社奥村産業	-	H22.04.15	H27.04.14	三重県鈴鹿市
114	24	04	1	株式会社大栄工業	http://www.dkgr.co.jp/	H22.11.28	H27.11.27	三重県伊賀市
115	24	06	0	株式会社イガ再資源化事業研究所	http://iga-saisigen.com/	H20.03.25	H25.03.24	三重県伊賀市
116	24	07	0	株式会社オンリー	http://www.iga-only.net/	H20.03.28	H25.03.27	三重県伊賀市
117	24	08	0	株式会社東海環境サービス	http://www.tokaiks.co.jp/	H20.04.24	H25.04.23	三重県桑名市
118	24	09	0	株式会社みえエコくるセンター	http://www.eco-cle.jp/	H21.03.23	H26.03.22	三重県津市
119	24	10	0	株式会社司	http://www.tsukasa-clean.co.jp/	H21.10.02	H26.10.01	三重県津市
120	25	01	1	株式会社水口テクノス	http://www.biowacity.com/mr-tec/	H22.11.28	H27.11.27	滋賀県甲賀市
121	25	03	0	株式会社日野リフォームファーム	http://ecofeed.lin.gr.jp/ecofeed_popup.cgi?id=41	H23.10.19	H28.10.18	滋賀県蒲生郡日野町
122	26	01	1	京都有機質資源株式会社	http://www.economori.com/	H20.09.02	H25.09.01	京都府長岡京市
123	26	02	1	カンボリア・ブルグ株式会社	http://www.cambo.co.jp/	H21.08.05	H26.08.04	京都府南丹市
124	26	03	0	株式会社日本殖産	http://www.nihon-shokusan.co.jp/	H22.12.27	H27.12.26	京都府福知山市
125	26	04	0	株式会社レボインテナーショナル	http://www.e-revo.jp/	H23.12.12	H28.12.11	京都府綴喜郡宇治田原町
126	27	01	1	有限会社蔵尾ファーム	http://www.kurao-farm.com/com_gaiyou.html	H20.03.24	H25.03.23	大阪府枚方市
127	27	02	1	太誠産業株式会社	http://www.tcg.co.jp/	H23.03.31	H28.03.30	大阪府堺市西区
128	27	03	1	株式会社大口油脂	http://www.o-yoshi.com/	H23.11.16	H28.11.15	大阪府茨木市
129	27	04	0	株式会社関西再資源ネットワーク	http://www.ksn.ne.jp/	H20.03.25	H25.03.24	大阪府堺市西区
130	27	05	0	辰巳環境開発株式会社	http://tatsumikankyou.com/	H20.08.06	H25.08.05	大阪府東大阪市
131	27	06	0	株式会社筑田商店	-	H22.05.31	H27.05.30	大阪府大東市
132	28	01	1	ハリー産業エコテック株式会社	http://www.f-unit.jp/harima/index.html	H23.01.19	H28.01.18	兵庫県姫路市
133	28	02	0	中田飼料株式会社	http://www.eco-tanaka.co.jp/	H19.06.27	H24.06.26	兵庫県篠山市
134	28	03	0	エコファード循環事業協同組合	http://www.eco-feed.org/	H21.07.22	H26.07.21	兵庫県加西市

(2) 登録再生利用事業者一覧(平成 24 年 2 月 29 日現在) NO.135 - NO.177(兵庫県－沖縄県)

CD	登録 番号	更新 回数	事業者名	URL	登録年月日	登録の有効 期限	再生利用事業の内容	再生利用事業を行う 事業場の所在地
							飼料 肥料 油 油質 炭化 メタン	
135	28	04	0	近畿ケミカル株式会社	-	H27.01.15		兵庫県尼崎市
136	29	01	0	ユース・イー株式会社	http://www.see-729.com/	H19.12.14		奈良県橿原市
137	30	01	0	株式会社太陽産商	http://taiyosansho.co.jp/	H22.09.08		和歌山県海南市
138	31	01	1	有限会社山陰エコシステム	-	H21.04.27		鳥取県境港市
139	31	02	0	有限会社錦海化成	http://knkaikasei.jp/	H18.09.25		鳥取県境港市
140	31	03	0	三光株式会社	http://www.sankokk-net.co.jp/main.html	H23.08.11		鳥取県鳥取市
141	32	01	0	アースサポート株式会社	http://www.earth-support.jp/	H21.06.01		鳥取県松江市
142	33	02	1	株式会社白滝有機産業	http://www.e-globaleye.net/gaiyou.html	H21.12.22		岡山県美作市
143	34	01	1	株式会社アルファ有機	-	H19.03.15		広島県安芸高田市
144	34	02	1	株式会社タビロー	http://www.taiyo-net.co.jp/	H20.09.29		広島県広島市安芸区
145	34	03	1	有限会社広島水産加工	http://www.hiroshimasuisankakou.co.jp/	H21.08.11		広島県呉市
146	34	04	1	双葉三共株式会社	http://www.futaba-sankyo.co.jp/	H22.02.10		広島県竹原市
147	34	05	0	西日本リネンサプライ株式会社	http://www.toyokank-g.co.jp/lesekun/index.html	H18.11.08		広島県山県郡北広島町
148	34	06	0	広島堆肥プラント株式会社	-	H19.12.14		広島県廿日市市
149	35	01	1	山陽ハイムール株式会社	http://www.s-himeal.com/	H22.10.10		山口県下関市
150	35	02	1	株式会社宇部衛生工業社	http://www.axis.or.jp/~eisei-g/eisei/index.htm	H23.10.10		山口県宇部市
151	35	03	0	株式会社西日本グリーンリサイクル	-	H19.04.25		山口県山口市
152	36	01	1	有限会社プレジエン・阿南	http://www.tokushima-sarpei.org/refresheran/index.html	H19.05.08		徳島県海部郡美波町
153	36	02	0	徳島化製事業協業組合	-	H20.12.05		徳島県徳島市
154	37	01	1	有限会社丸亀リサイクルプラザ	http://our.pref.tokushima.jp/recycle/jigyousho_syosai.php?i=105	H21.10.07		香川県仲多度郡満濃町
155	38	01	0	株式会社ロイヤルアイゼン	http://www5.ocn.ne.jp/~ecoaien/index.htm	H19.04.25		愛媛県松山市
156	38	02	0	愛媛有機農園有限公司	http://guitars.co.jp/~chimeyukinouen.html	H21.12.24		愛媛県今治市
157	39	02	0	財団法人高知県魚さび加工公社	http://www.kochi-gyosai.com/	H20.06.20		高知県高知市
158	40	01	1	小寺油脂株式会社	http://www.e-aozora.net/	H23.01.25		福岡県古賀市
159	40	02	1	株式会社マルタ	http://www6.ocn.ne.jp/~malta/index.html	H23.04.24		福岡県行橋市
160	40	03	1	株式会社環境エージェンシー	http://www.geocities.jp/kankyo2100/	H23.06.30		福岡県福岡市西区
161	41	02	1	九州食品工場リサイクル事業協同組合	http://dai1.com/recycle/	H22.07.14		佐賀県神埼市
162	41	03	0	有限会社鳥栖環境開発総合センター	http://www.tosukan.co.jp/index_index_default.html	H20.06.11		佐賀県鳥栖市
163	42	01	1	有限会社野口	http://www.noguchi-eco.jp/	H20.03.07		長崎県大村市
164	42	02	1	平木工業株式会社	http://www.hiraki-gp.co.jp/	H23.03.31		長崎県長崎市
165	42	03	0	長崎三共有機株式会社	http://www.n-sankyo.co.jp/	H19.03.06		長崎県長崎市
166	42	04	0	有限会社サンハート	-	H23.10.28		長崎県大村市
167	43	01	1	株式会社熊本清掃社	http://www.kumasei.com/	H19.05.08		熊本県熊本市
168	43	02	1	株式会社吉永商會	http://www.yoshinaga-cold.cleans.jp/	H19.11.28		熊本県北郷郡北町
169	43	03	1	熊本宇城農業協同組合	http://www.jauki.jp/	H21.12.20		熊本県宇土市
170	43	04	1	九州産廃株式会社	http://www5.ocn.ne.jp/~kyusan/	H23.04.28		熊本県菊池市
171	44	01	0	ぶんど有機肥料株式会社	-	H21.10.02		大分県竹田市
172	44	02	0	株式会社オアシスジャパン	http://www.e-daiso.com/oita-fis.html	H23.07.21		大分県大分市
173	45	02	0	南国産廃株式会社	http://www.nangokunet.co.jp/	H23.02.10		宮崎県都城市
174	46	01	0	大隅衛生企業有限公司	http://www.ohsumisei.com/	H19.12.14		鹿児島県志布志市
175	46	03	0	源気ファーム株式会社	-	H23.12.12		鹿児島県霧島市
176	47	01	0	有限会社田仲建設	-	H19.04.27		沖縄県国頭郡恩納村
177	47	02	0	大鏡建設株式会社	http://daikyo-knet/company/recycle.html	H20.03.07		沖縄県糸満市

(3) 一般廃棄物処分量の許可を持つ登録再生利用事業者一覧

都道府県名	都市名	登録年月日	事業者名	再生利用 事業の内容	産廃許可	処理能力(トン／日)	
						食品循環資源	全体
北海道	勇払郡早来町	H17.04.15	早来工営 株式会社	肥料化	○	26.4	26.4
岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	H14.03.15	有限会社 オーガニック金ヶ崎	肥料化	○	12	30
	北上市	H14.10.01	有限会社 岩手環境事業センター	肥料化	—	18	78
宮城県	仙台市	H15.06.30	株式会社 新興	肥料化	○	36	72
福島県	須賀川市	H18.03.30	株式会社 平和物産	肥料化	○	18	36
	郡山市	H18.03.30	株式会社 ジーセブン	肥料化	○	40	71
山形県	上山市	H14.03.15	株式会社 丹野	肥料化	○	6.4	15.6
茨城県	下妻市	H16.12.20	農事組合法人 むかしの堆肥	肥料化	○	19	30
埼玉県	所沢市	H17.11.28	株式会社 ジェイ・アール・エス	肥料化	○	27.5	37.5
	狭山市	H18.02.06	太誠産業 株式会社	肥料化	—	7.5	7.5
千葉県	大里郡寄居町	H18.02.20	株式会社 アイル・グリーンテック	肥料化	○	63	108
	白井市	H14.03.15	株式会社 フジコー	肥料化	○	120.8	120.8
				飼料化	○	120.8	120.8
	銚子市	H14.03.15	農事組合法人 農業資源活用生産組合	肥料化	○	8.4	28.6
	市川市	H14.10.01	株式会社 農業技術マーケティング	飼料化	○	28	28
	八街市	H15.04.07	株式会社 アグリガイアシステム	肥料化	○	30	80
	長生郡長柄町	H15.09.26	みどり産業 株式会社	肥料化	—	11	18
	匝瑳郡野栄町	H17.11.28	有限会社 エコ・フードシステム	飼料化	○	90	90
東京都	東村山市	H17.11.28	加藤商事 株式会社	飼料化	○	8	8
	大田区	H18.03.10	バイオエナジー 株式会社	メタン化	○	130	130
	大田区	H18.03.31	株式会社 アルフォ	飼料化	○	168	168
	横浜川島	H16.08.03	横浜市有機リサイクル協同組合	飼料化	○	18	18
神奈川県	相模原市	H18.03.03	株式会社 小田急ビルサービス	飼料化	○	39	39
	飯山市	H15.06.30	有限会社 飯山堆肥センター	肥料化	○	10	119
長野県	富山市	H17.01.28	富山グリーンフードリサイクル 株式会社	肥料化	○	2	18
				メタン化	○	24.4	27.1
愛知県	名古屋市中	H14.05.08	アサヒ環境システム株式会社	肥料化	○	115.2	120
三重県	久居市	H15.09.29	有限会社 三功	肥料化	○	6.4	14.4
	上野市	H16.04.27	三重中央開発 株式会社	肥料化	○	30	90
滋賀県	甲賀市	H17.11.28	株式会社 水口テクノス	肥料化	—	18.1	22.2
				油脂製品化	—	18.1	22.2
京都府	長岡京市	H15.09.02	京都有機質資源 株式会社	飼料化	○	126	144
	南丹市	H16.08.05	カンボリサイクルプラザ 株式会社	肥料化	○	50	50
				メタン化	○	50	50
	鳥取県	境港市	有限会社 山陰エコシステム	肥料化	○	10	18
広島県	安芸高田市	H14.03.15	株式会社 アルファ有機	肥料化	—	12	40
	呉市	H16.08.11	有限会社 広島水産加工	飼料化	○	50	50
				油脂化	○	50	50
	竹原市	H17.02.10	双葉三共 株式会社	肥料化	○	23	100
山口県	下関市	H17.10.07	山陽ハイミール株式会社	飼料化	○	300	300
				油脂化	○	300	300
福岡県	福岡市	H18.04.24	株式会社 マルタ	肥料化	○	6	8
佐賀県	鳥栖市	H17.02.04	有限会社 鳥栖環境開発総合センター	肥料化	○	5	24.91
	大村市	H15.03.07	有限会社 野口	肥料化	○	11.5	11.5
長崎県	長崎市	H18.03.31	平木工業 株式会社	肥料化	○	153.6	153.6
熊本県	熊本市	H14.05.08	有限会社 熊本清掃社	肥料化	—	80	108
	葦北郡芦北町	H14.11.28	株式会社 吉永商会	肥料化	○	10	32
	宇土市	H16.12.20	熊本宇城農業協同組合	肥料化	○	10	20

※ 出典：農林水産省調べ

※ 許可については変更することもありますので、各業者にお問合せの上、再確認が必要となります。

(4) 熱回収が認められる可能性のある食品廃棄物の熱回収施設

設置者等	施設名称	設置都道府県	受入廃棄物	処理能力 (t/日)	発電機出力 (kW)	発電機効率 (%) 設計値	発電機効率 (%) 実績値
札幌市	札幌市環境局環境事業部 白石清掃工場	北海道	可燃性一般廃棄物	900	30,000	18.7	20
上勝環境総合事務組合	一般廃棄物中間処理施設く99んセンター	北海道	可燃性一般廃棄物	330	7,000	21.9	16.2
弘前地区環境整備事務組合	弘前地区環境整備センター	青森県	可燃性一般廃棄物	246	3,500	—	17.4
仙台市	仙台市 松森工場	宮城県	可燃性一般廃棄物	—	—	—	17.8
秋田市	秋田市環境部総合環境センター	秋田県	可燃性一般廃棄物	400	8,500	17.7	16.5
鹿島共同再資源化センター株式会社	焼却炉1号炉	茨城県	産業廃棄物(動植物性残さ、廃油、下水汚泥以外の汚泥、廃プラ等)	100	300	17.1	18
財団法人茨城県環境保全事業団	エコプロンティアかさま	茨城県	可燃性一般廃棄物、産業廃棄物(廃油、廃プラ等)	145	7,200	20.9	17.2
北越製紙株式会社 関東工場	2号発電施設	茨城県	産業廃棄物(下水汚泥以外の汚泥)	288	41,000	28.5	—
伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21	群馬県	可燃性一般廃棄物	210	1,980	27.1	10.8
川口市	戸塚環境センター	埼玉県	可燃性一般廃棄物	300	3,400	—	19.5
東埼玉資源環境組合	東埼玉資源環境組合第一工場	埼玉県	可燃性一般廃棄物	800	24,000	—	26.5
千葉市	千葉市 新港清掃工場	千葉県	可燃性一般廃棄物	405	121,500	26.5	21.8
株エ・エナジー・ジャパン	株エ・エナジー・ジャパン	千葉県	産業廃棄物(動植物性残さ、廃油、下水汚泥以外の汚泥、廃プラ等)	96	1,250	14.3	17.4
千葉リサイクル㈱	千葉リサイクルセンター	千葉県	産業廃棄物(動植物性残さ、廃油、下水汚泥以外の汚泥、木くず、廃プラ等)	300	—	29.6*	31.6*
東京23区清掃一部事務組合	新江東清掃工場	東京都	可燃性一般廃棄物	1,800	50,000	17.4	13
東京23区清掃一部事務組合	葛飾清掃工場	東京都	可燃性一般廃棄物	500	13,500	17.7	14.8
東京23区清掃一部事務組合	足立清掃工場	東京都	可燃性一般廃棄物	700	16,200	20.3	19.3
東京臨海リサイクル㈱	スーパーステーション	東京都	産業廃棄物(動植物性残さ、下水汚泥以外の汚泥、廃プラ等)	600	23,000	—	19.5
金沢市	金沢市東部クリーンセンター	石川県	可燃性一般廃棄物	250	3,000	17.4	8.6
白山石川広域事務組合	松任石川環境クリーンセンター	石川県	可燃性一般廃棄物	240	2,900	15.7	18.2
富山地区広域圏圏事務組合	富山地区広域圏クリーンセンター	富山県	可燃性一般廃棄物	810	20,000	20.3	19.3
日本大昭和板上課	5号焼却炉	静岡県	産業廃棄物(下水汚泥以外の汚泥)	733	10,000	22.5	24.3
名古屋市	名古屋市五条川工場	愛知県	可燃性一般廃棄物	560	14,500	17.2	15
春日井市	春日井市クリーンセンター第二工場	愛知県	可燃性一般廃棄物	280	7,000	21.5	15.1
一宮市	一宮市環境センター	愛知県	可燃性一般廃棄物	450	7,000	18.4	13
泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター発電所	大阪府	可燃性一般廃棄物	300	9,300	25.5	26.8
堺市	クリーンセンター東工場第二工場	大阪府	可燃性一般廃棄物	460	12,400	19.4	18.7
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	大阪府	可燃性一般廃棄物	531	12,000	15.3	19
尼崎市	尼崎市立クリーンセンター第二工場	兵庫県	可燃性一般廃棄物	480	14,100	18.9	14.2
明石市	環境部証クリーンセンター	兵庫県	可燃性一般廃棄物	480	8,000	32.2	13.7
橿原市	橿原市クリーンセンターかしはら	奈良県	可燃性一般廃棄物	255	5,000	14	21.9
和歌山市	青岸クリーンセンター	和歌山県	可燃性一般廃棄物	320	3,500	18.8	11.4
水島エコワックス㈱	倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	岡山県	一般廃棄物及び産業廃棄物等	555	—	—	32.1*
呉市	クリーンセンターくれ	広島県	可燃性一般廃棄物	380	7,000	29.6	12.6
三菱マテリアル㈱直島製錬所	有価金属リサイクル施設	香川県	産業廃棄物(下水汚泥以外の汚泥、廃プラ)	245	5,400	—	17.3
高松市	高松市 南部クリーンセンター	香川県	可燃性一般廃棄物	300	2,800	24.1	11.9
高知市	高知市 清掃工場	高知県	可燃性一般廃棄物	600	9,000	12.9	20.3
安芸広域市町村圏事務組合	安芸広域メルトセンター	高知県	可燃性一般廃棄物	80	1,700	17.4	9.7
福岡県クリーンエナジー	福岡県クリーンエナジー東部工場	福岡県	可燃性一般廃棄物、産業廃棄物(廃プラ等)	900	29,200	20.1	20.1
佐賀市	佐賀市清掃工場	佐賀県	可燃性一般廃棄物	300	4,500	14.95	17.19
大分市	大分市佐野清掃センター	大分県	可燃性一般廃棄物	294	9,500	17.5	17.5
財団法人宮崎県環境整備公社	エコグリーンプラザみやざき	宮崎県	可燃性一般廃棄物、産業廃棄物(動植物性残さ、下水汚泥、廃プラ等)	579	11,200	15.1	19.1
鹿児島市	鹿児島市 北部清掃工場	鹿児島県	可燃性一般廃棄物	530	8,700	19.5	16.3

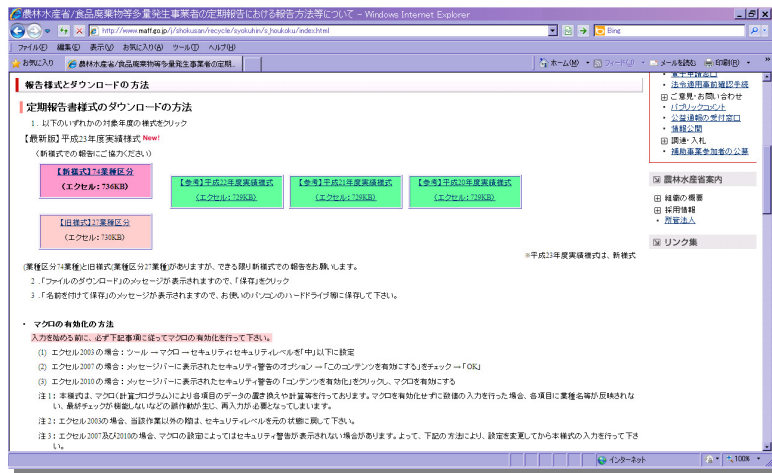
※ 出典: 環境省ホームページ http://www.env.go.jp/recycle/food/08_trf.html

(5) 定期報告書様式のダウンロード場所

○ 農林水産省のホームページ

食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における報告方法等について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html



※ 様式は年度により変更することがありますので、農林水産省のホームページで確認して、最新版の様式を使うようにしましょう。

(7) 定期報告書提出先(農林水産省ホームページより)

管轄区域(都道府県)	本省・地方農政局名	住所 電話番号
北海道	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線)4319
青森県,岩手県, 宮城県,秋田県, 山形県,福島県	東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第1合同庁舎 022-263-1111 (内線)4374
茨城県,栃木県, 群馬県,埼玉県, 千葉県,東京都, 神奈川県,山梨県, 長野県,静岡県	関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 048-600-0600 (内線)3882
新潟県,富山県, 石川県,福井県	北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 076-263-2161 (内線)3951
愛知県,岐阜県, 三重県	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 052-201-7271 (内線)2733
滋賀県,京都府, 大阪府,兵庫県, 奈良県,和歌山	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 075-451-9161 (内線)2758
鳥取県,島根県, 岡山県,広島県, 山口県,香川県, 徳島県,愛媛県, 高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 086-224-4511 (内線)2717
福岡県,佐賀県, 長崎県,熊本県, 大分県,宮崎県, 鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2丁目 10番 1号 熊本地方合同庁舎 096-211-9111 (内線)4392
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館 098-866-1673

※ 出典:農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html

(8) 定期報告書提出先(関東経済産業局ホームページより)

管内都県	提出先(地域センター等)	管轄区域(登記上の本社所在地を管轄する地域センター等へ提出)
茨城県	関東農政局 水戸地域センター 食品産業チーム 〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-9 TEL:029-221-2188	水戸市, 日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, 小美玉市, 東茨城郡, 那珂郡, 久慈郡
	関東農政局 土浦地域センター 食品産業チーム 〒300-0871 茨城県土浦市荒川沖東2-15-27 TEL:029-843-6875	土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, つくばみらい市, 稲敷郡, 結城郡, 猿島郡, 北相馬郡
栃木県	関東農政局 宇都宮地域センター 食品産業チーム 〒320-0806 栃木県宇都宮市中央2-1-16 TEL:028-633-3312	宇都宮市, 足利市, 栃木市, 佐野市, 鹿沼市, 日光市, 小山市, 真岡市, 下野市, 河内郡, 芳賀郡, 下都賀郡
	関東農政局 大田原地域センター 食品産業チーム 〒324-0041 栃木県大田原市本町1-2812 TEL:0287-23-5612	大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 塩谷郡, 那須郡
群馬県	関東農政局 前橋地域センター 食品産業チーム 〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-2-2 TEL:027-221-1416	群馬県 全域
埼玉県	関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL:048-740-0114	埼玉県 全域
千葉県	関東農政局 千葉地域センター 食品産業チーム 〒263-0021 千葉県千葉市稲毛区轟町5-1-4 TEL:043-251-8307	千葉県 全域
東京都	関東農政局 東京地域センター 食品産業チーム 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎第3号館5階 TEL:03-3214-7321	東京都 全域
神奈川県	関東農政局 横浜地域センター 食品産業チーム 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 TEL:045-211-7175	神奈川県 全域
山梨県	関東農政局 甲府地域センター 食品産業チーム 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎10F TEL:055-254-6016	山梨県 全域
長野県	関東農政局 長野地域センター 食品産業チーム 〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 TEL:026-234-5114	長野市, 上田市, 須坂市, 小諸市, 中野市, 飯山市, 佐久市, 千曲市, 東御市, 南佐久郡, 北佐久郡, 小県郡, 埴科郡, 上高井郡, 下高井郡, 上水内郡, 下水内郡
	関東農政局 松本地域センター 食品産業チーム 〒390-0852 長野県松本市大字島立650-1 TEL:0263-47-2002	松本市, 岡谷市, 飯田市, 諏訪市, 伊那市, 駒ヶ根市, 大町市, 茅野市, 塩尻市, 安曇野市, 諏訪郡, 上伊那郡, 下伊那郡, 木曽郡, 東筑摩郡, 北安曇郡
静岡県	関東農政局 静岡地域センター 食品産業チーム 〒420-8618 静岡県葵区東草深町7-18 TEL:054-246-0612	静岡市, 沼津市, 熱海市, 三島市, 富士宮市, 伊東市, 島田市, 富士市, 焼津市, 藤枝市, 御殿場市, 下田市, 裾野市, 伊豆市, 伊豆の国市, 牧之原市, 賀茂郡, 田方郡, 駿東郡, 榛原郡
	関東農政局 浜松地域センター 食品産業チーム 〒430-0929 静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎9階 TEL:053-456-4620	浜松市, 磐田市, 掛川市, 袋井市, 湖西市, 御前崎市, 菊川市, 周智郡

※ 出典: 関東農政局ホームページ

<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/syokuhin/osirase/syokurihoukoku.html>

(9) 定期報告書提出先(中四国経済産業局ホームページより)

管内都県	提出先(地域センター等)	管轄区域(登記上の本社所在地を管轄する地域センター等へ提出)
鳥取県	中国四国農政局 鳥取地域センター 食品産業チーム 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎 TEL 0857-22-3131	鳥取県 全域
島根県	中国四国農政局 松江地域センター 食品産業チーム 〒690-0001 島根県松江市東朝日町192 TEL 0852-24-7311	島根県 全域
岡山県	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 TEL 086-224-4511	岡山県 全域
広島県	中国四国農政局 広島地域センター 食品産業チーム 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6階 TEL 082-228-5840	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町
	中国四国農政局 福山地域センター 食品産業チーム 〒720-0017 広島県福山市千田町2丁目5-30 TEL 084-955-1951	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三好市, 庄原市, 世羅町, 神石高原町
山口県	中国四国農政局 山口地域センター 食品産業チーム 〒753-0088 山口県山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎 TEL 083-922-5200	山口県 全域
徳島県	中国四国農政局 徳島地域センター 食品産業チーム 〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町2-32 TEL 088-622-6132	徳島県 全域
香川県	中国四国農政局 高松地域センター 食品産業チーム 〒760-0018 香川県高松市天神前3-5 TEL 087-831-8151	香川県 全域
愛媛県	中国四国農政局 松山地域センター 食品産業チーム 〒790-8519 愛媛県松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 TEL 089-932-1177	愛媛県 全域
高知県	中国四国農政局 高知地域センター 食品産業チーム 〒780-0870 高知県高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎 TEL 088-875-2151	高知県 全域

※ 出典:中国四国農政局ホームページ

http://www.maff.go.jp/chushi/syokuryou/syokuhin_recycle/teiki-h.html

(10) 食品リサイクル法に基づく定期報告書の報告先(あて名)

① 報告先(あて名)は、農林水産大臣宛、および及び環境大臣宛が必須ですが、農林水産大臣以外の大臣が事業を所管している場合、当該事業所管大臣名(下表を参照)の記載も必要です。

ex. 「酒類製造業」の場合、報告書に農林水産大臣、環境大臣、および財務大臣を列記の上、同じ報告書を3部提出します。また、複数の事業を実施している事業者は、事業割合の多寡に関わらず、実施する事業のすべての事業所管大臣名の記載が必要です。

② 提出は、主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等に全部数(上記の事例では、3部)を提出します。

食品関連事業者等		財務省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	農林水産省	環境省
食料品製造業	畜産食料品製造業					●	●
	水産食料品製造業					●	●
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業					●	●
	調味料製造業					●	●
	糖類製造業					●	●
	精穀・製粉業					●	●
	パン・菓子製造業					●	●
	動植物油脂製造業					●	●
	その他の食料品製造業					●	●
	清涼飲料製造業					●	●
	酒類製造業	●				●	●
	茶・コーヒー製造業					●	●
沿海旅客海運業					●	●	●
内陸水運業					●	●	●
飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業					●	●
	食料・飲料卸売業 ※1	●				●	●
各種商品小売業	百貨店、総合スーパー			●		●	●
	その他の各種商品小売業			●		●	●
飲食料品小売業	各種食料品小売業					●	●
	野菜・果実小売業					●	●
	食肉小売業					●	●
	鮮魚小売業					●	●
	酒小売業	●				●	●
	菓子・パン小売業					●	●
	その他の飲食料品小売業					●	●
コンビニエンスストア				●		●	●
旅館、ホテル ※2			●			●	●
飲食店 ※3			●			●	●
持ち帰り・配達飲食サービス業						●	●
結婚式場業				●		●	●

※1 食料・飲料卸売業の財務大臣所管は、「酒類」に限ります。

※2 飲食店については、個別に判断が必要となりますので、農林水産省(地方農政局等)にご確認願います。

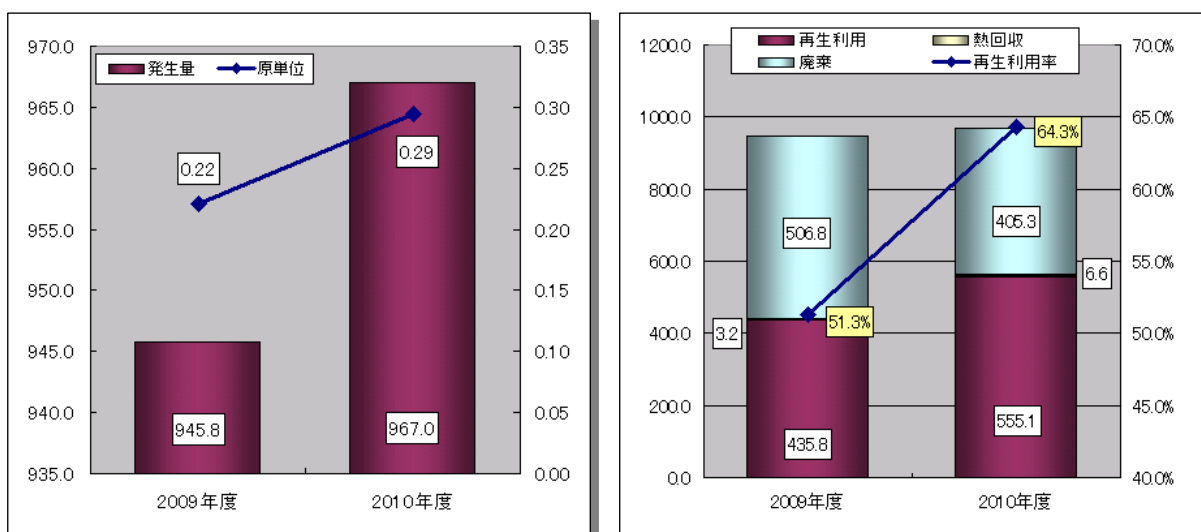
※3 旅館、ホテルについては、国際観光ホテル整備法登録宿泊施設は国土交通省大臣、その他の宿泊施設は厚生労働大臣が事業所管大臣となります。

(11) 加工食品卸売業の食品廃棄物等排出実績(対象会員企業合計値：2009 - 2010 年度)

2009年度(平成21年度)					
分類		522	099	581	合計
業種		食料・飲料卸売業	その他の食料品製造業	各種食料品小売業	合計
発生量	t	945.8	253.3	23.6	1222.7
分母	百万円	4,284,387	5,993	4,281	4,294,661
原単位	kg/百万円	0.22	42.27	5.51	0.28
発生抑制	t	95.0	87.6	8.9	191.5
再生利用		435.8	44.5	0.0	480.3
熱回収	t	3.2	0	0	3.2
減量	t	0.0	85.4	0	85.4
再生利用以外	t	0.0	0	0	0
廃棄	t	506.8	123.4	23.6	653.8
再生利用率	%	51.3%	63.8%	27.4%	53.8%

2010年度(平成22年度)					
分類		522	099	581	合計
業種		食料・飲料卸売業	その他の食料品製造業	各種食料品小売業	合計
発生量	t	967.0	305.5	38.6	1311.1
分母	百万円	3,279,595	5,921	3,616	3,289,133
原単位	kg/百万円	0.29	51.60	10.67	0.40
発生抑制	t	168.2	32.5	0.0	200.7
再生利用		555.1	48.0	0.0	603.1
熱回収	t	6.6	0	0	6.6
減量	t	0.0	128.6	0	128.6
再生利用以外	t	0.0	0	0	0
廃棄	t	405.3	128.9	38.6	572.8
再生利用率	%	64.3%	61.9%	0.0%	62.1%

(12) 分類_食料・飲料卸売業の数値推移



(13) 食品リサイクル法 関連指標数値 計算方法一覧

	基準年度＝2007年度（平成19年度）である場合	基準年度＝2008年度（平成20年度）以降である場合
		※ 以下、この場合の基準年度、 即ち2008年度以降最初に数値を収集した年度を「開始年度」と記す
① 基準年度の 食品廃棄物等発生原単位	$\frac{\text{2007年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}{\text{2007年度の売上高 (単位:百万円)}}$	$\frac{\text{開始年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}{\text{開始年度の売上高 (単位:百万円)}}$
② 基準年度の再生利用等実施率	$\frac{\text{2007年度の(再生利用量+熱回収量) \times 0.95 + 減量量 (単位:トン)}}{\text{2007年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}$	$\frac{\text{開始年度の(再生利用量+熱回収量) \times 0.95 + 減量量 (単位:トン)}}{\text{開始年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}$
③ 以降各年度の基準実施率	2007年度の再生利用等実施率を基に、 前年度の基準実施率+前年度の基準実施率に応じた増加ポイント ※ ただし2012年度は70%とする	開始年度の再生利用等実施率を基に、 前年度の基準実施率+前年度の基準実施率に応じた増加ポイント ※ ただし2012年度は70%とする
④ 報告年度の 食品廃棄物等発生原単位	$\frac{\text{報告年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}{\text{報告年度の売上高 (単位:百万円)}}$	$\frac{\text{報告年度の食品廃棄物等発生量 (単位:トン)}}{\text{報告年度の売上高 (単位:百万円)}}$
⑤ 報告年度の発生抑制量	$\left(\frac{\text{2007年度の - 報告年度の}}{\text{発生原単位 - 発生原単位}} \right) \times \text{報告年度の売上高 (単位:百万円)}$	$\left(\frac{\text{開始年度の - 報告年度の}}{\text{発生原単位 - 発生原単位}} \right) \times \text{報告年度の売上高 (単位:百万円)}$
⑥ 報告年度の 再生利用等実施率	$\frac{\text{報告年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量) \times 0.95 + 減量量}}{\text{報告年度の(発生抑制量+食品廃棄物等発生量)}}$	$\frac{\text{報告年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量) \times 0.95 + 減量量}}{\text{報告年度の(発生抑制量+食品廃棄物等発生量)}}$
⑦ 報告年度再生利用等実施率の 基準実施率との比較	報告年度の再生利用等実施率と報告年度の基準実施率を比較する	報告年度の再生利用等実施率と報告年度の基準実施率を比較する
⑧ 報告年度再生利用等実施率の 前年実績との比較	報告年度の再生利用等実施率と前年度の再生利用等実施率を比較する	報告年度の再生利用等実施率と前年度の再生利用等実施率を比較する

編集:環境問題対応ワーキンググループAチーム(企業名 50 音順 敬称略)

座長 小林 一之 (三菱食品 株式会社)
関戸 隆 (伊藤忠食品 株式会社)
安井 弘人 (加藤産業 株式会社)
山田 英夫 (国分 株式会社)
田近 博巳 (株式会社 日本アクセス)
青木 丹 (株式会社 日本アクセス)
石橋祐美子 (三井食品 株式会社)
高田 憲一 (三井食品 株式会社)
一般社団法人 日本加工食品卸協会 事務局

平成24年度

「食品リサイクル法」への対応ガイドライン

発行日 平成25年3月31日

発行者 一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 2-3-4 江戸ビル 4F

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

U R L <http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>